

巨大地震発生！

そのとき

私は どう動く？

～生命と安全を守るために～

班長保存版

災害対策活動マニュアル

—— 真美ヶ丘自主防災委員会 ——

第1部 基礎編／自主防災組織と災害対策本部

- 第1章 奈良県の地震と被害想定
- 第2章 自主防災組織
- 第3章 真美ヶ丘自主防災委員会
- 第4章 災害対策本部
- 第5章 災害時要援護者

第2部 実務編 I／避難所開設と避難者の受け入れ

- 第1章 避難所の基本事項
- 第2章 避難所の開設準備
- 第3章 避難所の設営
- 第4章 避難者の受け入れ
- 第5章 その後の対応

第3部 実務編 II／避難所運営マニュアル

■対策部・活動マニュアル

第4部 様式編・資料編

21.05.08

※アンダーライン部分が 21.05.08 版の改定箇所です。

新型コロナウイルス等 感染症対策

「特別編」も マニュアル化

本「災害対策活動マニュアル」ダイジェスト版/第2版の発行にあたり、2020年から世界的大流行の新型コロナウイルス禍での避難所運営につき、別冊にてマニュアル「新型コロナウイルス等感染症対策 特別編」を追加しました。

感染症禍での大地震など複合型の災害発生時には本ダイジェスト版と「特別編」を併用して災害対策に取り組むようお願いいたします。

トピックス

HUG 研修（避難所運営ゲーム）

「HUG」とは、H（避難所/Hinango） U（運営/Unei） G（ゲーム/Game）の頭文字を組み合わせた造語で“ハグ（抱きしめる）”—— 避難所運営ゲームです。

- 年齢性別、家族構成、負傷、配慮すべき事項など、その人が抱えている様々な事情が書かれたカードを避難者に見立てて、体育館・教室（避難所の平面図）等に、如何に適切に配置できるか。また避難所で起こる様々な出来ごとや外部機関からの飛び込みオーダーにどう対応していくか —— 避難所運営の“疑似体験ゲーム”です。
- ゲームを通して“様々な事情を抱えた避難者がいる”ことを知り、部屋割りや災害時要援護者への配慮、テント避難者や仮設トイレの設置など生活空間の確保、支援物資の受け入れといったような様々な動きへの対応が求められていきます。
プレーヤー6名程度で1チームを編成し、リーダーを中心に話し合いながら、避難所運営のポイントを「ゲーム感覚」で体験していきます。
- この訓練は、漠然としたイメージの避難所運営を、具体的にどう進めていくかを考え、一定の動きと流れを理解・把握するには、具体的で、効果的な訓練です。
自治会では、他所での研修会参加や自主防災委員会、世話役・班長研修会など、既に幾つかトライアルを進めています。今後とも班長・防災委員をはじめ、できるだけ多くの皆さんが疑似体験できる場を設けたいと考えています。

はじめに

——— 地震の発生は、“時と場所”を選びません。

政府の地震調査委員会が発表した「全国地震動予測地図 2018」によれば、大阪北部地震（18年6月／震度6弱・マグニチュード6.1）と同規模程度の地震は、懸念される南海トラフ地震に比べて桁違いに発生頻度が高く、「全国、いつ・どこで起きても不思議ではない」とされています。

巨大地震が起きるかどうかの確率の問題ではなく、起きた時「真美ヶ丘ではどうするのか」、「誰が、いつ、どこで、何を、どうしていくのか」

—— 住民の命と安全を守り、被害の拡大を防ぐために、真美ヶ丘での具体的な救援活動「災害対策活動マニュアル」をまとめました。

現実には、想定を超える場面に遭遇することの方が多いかもしれません。がその時、現場に居合わせた担当者が冷静で的確な判断と行動ができるかどうか…。これが大事なポイントになってきます。そのための一つの基本ルール・考え方と受け止めていただければ幸いです。

班長の役割の一つに、真美ヶ丘自主防災組織の一員として「防災委員を2年間、務める」ことになっています。前年度と当年度の班長が防災委員で、所属の専門部・委員会が担当する「〇〇対策部・部員」として、万一の場合には組織的な救援活動の任に当たります。

なお、真美ヶ丘の立地条件から洪水や土砂災害等の危険性は極めて低いと考え、本編では「地震災害対策」に特定しました。仮に、地震以外の大災害が発生した場合でも、大枠、本マニュアルに沿った対応を進めていくことを基本とします。

——— いざ、その時は、可能な限りのご助力をお願いいたします。

も く じ

■プロローグ ① ② ③ ④

■第1部／基礎編 自主防災組織と災害対策本部

第1章 奈良県の地震と被害想定	10
第2章 自主防災組織	12
第3章 真美ヶ丘自主防災委員会	14
第4章 災害対策本部	
1. 災害対策本部の設置	20
2. 真美ヶ丘災害対策本部	22
3. 避難所災害対策本部	25
第5章 災害時要援護者	32

■第2部／実務編 I 避難所開設と避難者の受け入れ

第1章 避難所の基本事項	
1. 避難所の基本事項	34
2. 避難所運営4つのポイント	35
第2章 避難所の開設まで	
1. 避難所の開設準備	36
2. 学校との確認・打ち合わせ	39
第3章 避難所の設営	42
第4章 避難所開設・避難者の受け入れ	
1. 避難者の受け入れ	46
2. 避難所内の割り当て／班編成	49
第5章 その後の対応	53

■第3部／実務編 II 避難所運営マニュアル

●対策部	
1. 総務部	57
2. 情報広報部	60
3. 避難者支援部	61
4. 施設管理部	63
5. 保健衛生部	64
6. 食料物資部	65

第3部の詳細はホームページに掲載、本ダイジェスト版はその抜粋です。

■エピローグ ① ②	66 67
------------------	-------

■第4部 —— 様式編・資料編（ダイジェスト版では省略）

様 式 編

・様式 1	班内・被害状況調査表	96
・様式 2	避難所開設チェック	97
・様式 3	建物被災状況チェック	98
・様式 4	使用可能な場所の指定	101
・様式 5	立ち入り禁止場所指定	102
・様式 6	運営上必要な場所指定	103
・様式 7	避難者名簿登録票①②	105
・様式 8	避難者カード（初動時）	108
・様式 9	避難所報告書（初動期）	109
・様式 10	避難所報告書（第〇報）	110
・様式 11	避難所運営日誌	111
・様式 12	ベット登録台帳	112
・様式 13	避難所退所届	114
・様式 14	落とし物リスト	115
・様式 15	受付メモ	116
・様式 16	取材・調査受付票	117
・様式 17	食料依頼伝票	119
・様式 18	物資依頼伝票	121
・様式 19	物資受入・配付管理簿	122

資 料 編

・資料 1	避難所災害対策本部 規約	124
・資料 2	香芝市／指定避難所	126
・資料 3	学校情報／施設設備の状況	130
・資料 4	避難所開設時に必要な物	131
・資料 5	避難所の状況想定	132
・資料 6	災害時のトイレ対策	135
・参考資料①	要援護者等への配慮	138
・参考資料②	こころのケア	141
・参考資料③	避難所で必要な資材等	142
・参考資料④	災害時協力協定（香芝市）	144

・トピックス「HUG 研修」	表紙裏
・データ Box 震度6以上の主な地震	9
・データ Box 自治会世帯数・住民数	28
・関連①～⑦	28～31
避難者対応・一時避難場所での対応 安否等の把握・自給体制の強化ほか	

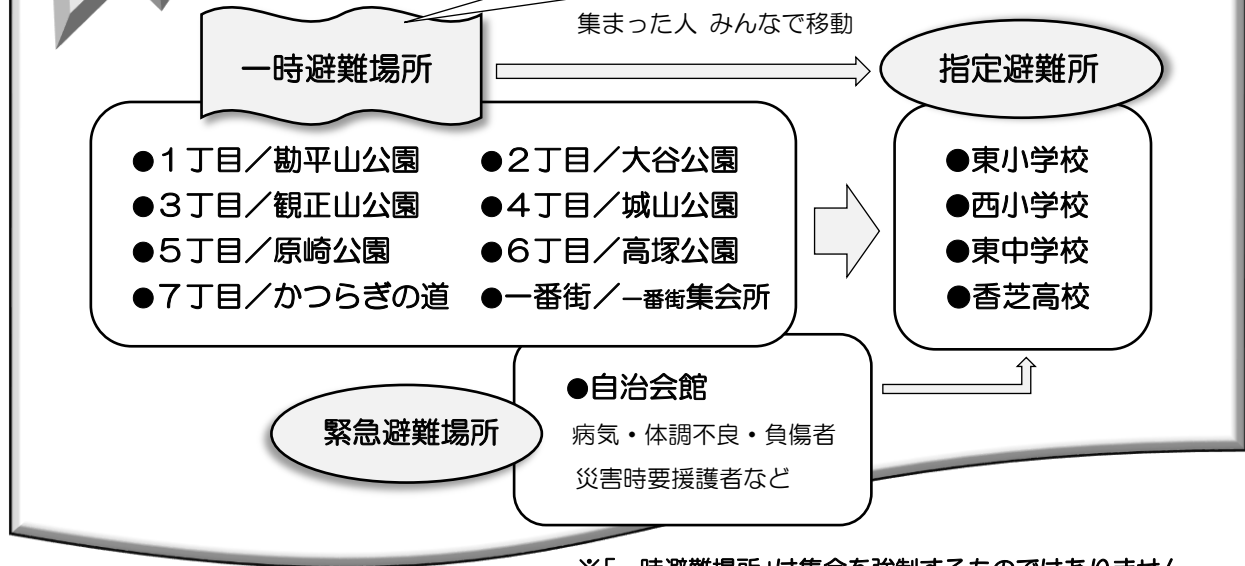
●様式編は、香芝市および他府県市の様式をモデルに、「真美ヶ丘バージョン」に落とし込んで再編集しました。

●3部、4部の詳細は自治会ホームページにマニュアル本編として、アップしていますので参照してください。

巨大地震発生

避難はまず一時避難場所へ

みんなと一緒にの方が安心・どうしたらいいかわからない…



※「一時避難場所」は集合を強制するものではありません。

班内申し合わせ

各班「一時避難場所は“ここ”」…巻末 p.147

*一時避難場所は、激甚災害の時、我が身の安全を守るために一時的に避難する場所で、「各丁目・区域内の公園」等です。距離的な問題や発生時間帯等を考慮して、近くの駐車場や空き地を指定するなど、実情に応じて班ごとに柔軟に設定します。

避難は、まず「一時避難場所」に集合して、相互に安否・被害状況を確認するとともに、暫く状況を見守ります。その後、指定避難所に移動することになった場合は、自宅に戻る人を除いて原則“みんなと一緒に行動”します ⇒ **事態が落ち着けば随時解散します**

自主避難

地震災害の避難行動は、「自主判断」or「隣近所との相談」が始まりです。発災直後は、指定避難所はまだ態勢が整っておらず、直行しても受け入れ不可能です。とりあえず一時避難場所に集合・待機して、状況を見守ります（指定避難所の開設は、原則／行政指示）

非常持ち出し

常用薬も含めて、最低限必要な「非常持ち出し品」を準備します。家庭では、家族が3日～1週間過ごせる「食料・飲料水」を備蓄します（停電・断水にも備えて…）

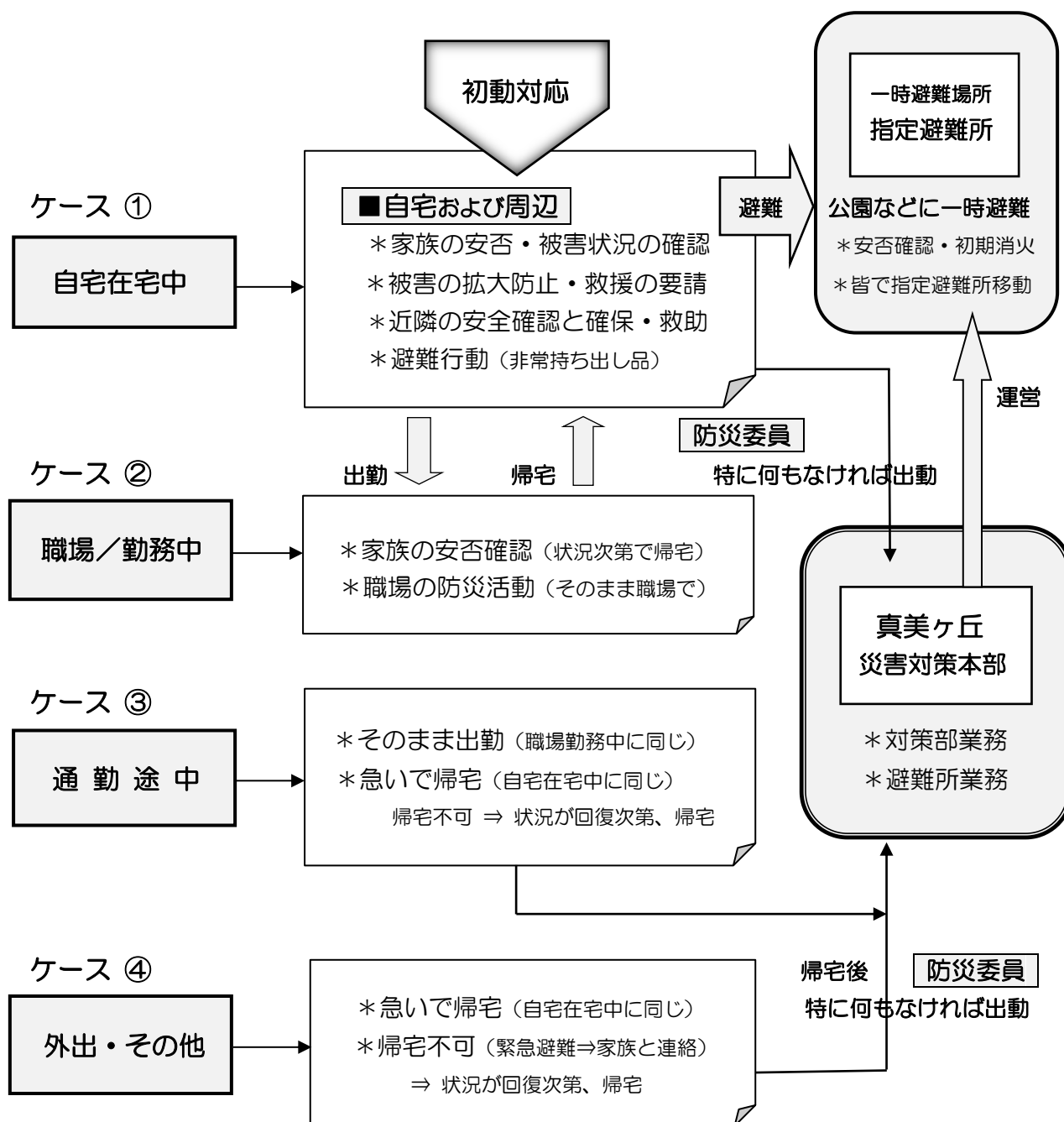
巨大地震発生！

その時 私はどう動く？

初動の対応 —— 避難と出動

いざ巨大地震が発生したとき、私はどう動く…？

巨大地震発生から、「避難」および「対策本部出動（防災委員）」までの対応と判断・動き方を4つのケースで考えてみます。



●真美ヶ丘災害対策本部は、発災後速やかに「真美ヶ丘自治会館」に設置

震度5強

巨大地震発生！

避難所の開設から 撤収までの流れ

■ 初動期

発災当日／安全確保、避難所の開設

■ 地震が起きた時

＊自分と家族の身の安全確保（プロローグ①・②）

■ 地震が収まった時

- ＊火元の確認、家族の安否確認、被害状況の確認
- ＊近所に声かけ、協力して初期消火・救出救護・避難
 - ⇒ 近所の公園など 一時避難場所へ
 - ⇒ 自力で避難が困難な人への支援（災害時要援護者）

一時避難場所

■ 避難した場所で

- ＊地区ごとに避難者の確認 ⇒ 医療機関等に搬送する人
- ＊班内・地区の安否状況、被災状況の確認
- ＊火災発生等の場合……みんなで協力して初期消火・救出救護

避難所災害対策本部の設置

●防災委員／出動

避難所に行く人

自宅に戻る人

みんなで移動

■ 指定避難所開設（行政・学校・自治会／実働部隊）

自宅など（避難所以外）

●学校との確認・打ち合わせ

- ＊建物の安全確認、施設設備の点検
- ＊避難所運営に使う場所・部屋の指定
- ＊立ち入り禁止場所の指定

●避難所の設営・避難者の受入れ・避難所運営

- ＊避難所の設営、避難者の受付
- ＊避難者の受け入れ、「班」編成
- ＊避難所内の秩序と安全対策
- ＊情報収集・伝達手段の確保
- ＊食料・飲料水・物資等の確保と配給
- ＊行政災害対策本部への報告・連絡

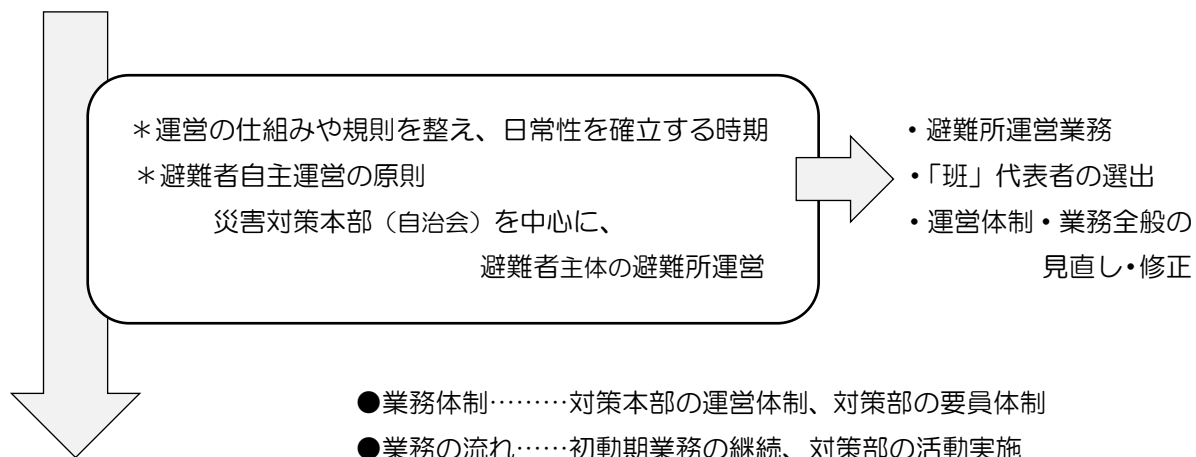
●在宅避難者

様々な事情で避難所には入らず、自宅で避難生活を送り、避難所と同等の支援を待つ世帯

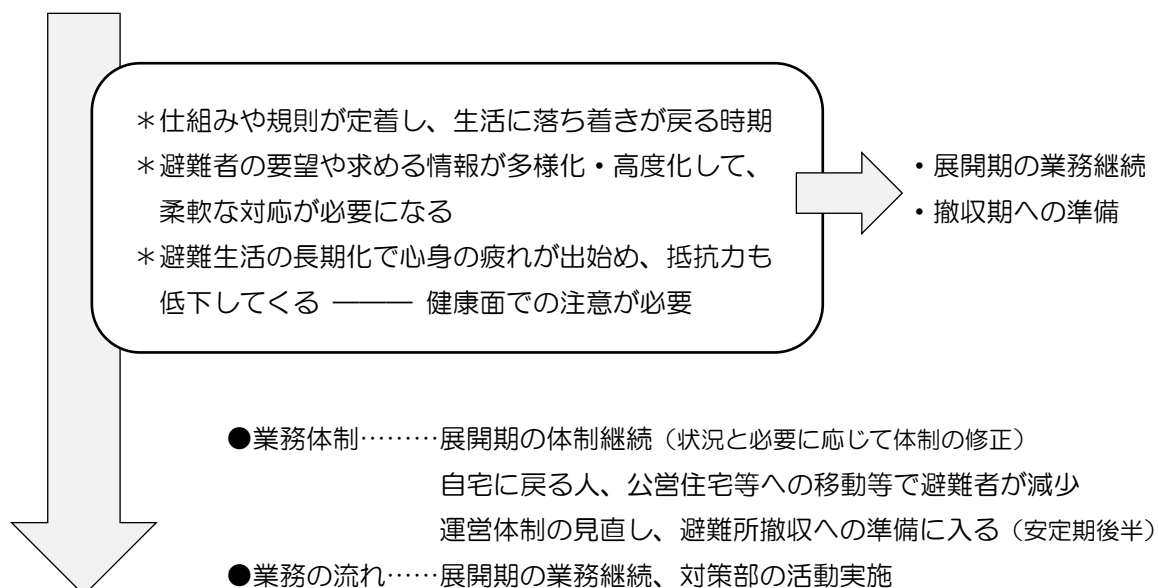
●無事在宅者

大きな家屋損傷もなく、家族の安全を確保して、自宅に留まる世帯

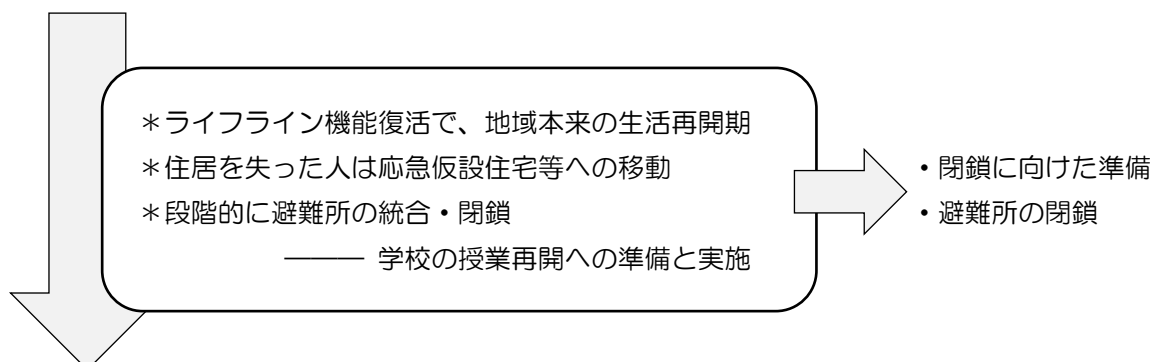
■ 展開期（2 日目から 1 週間程度）



■ 安定期（1 週間目～3 週間程度）



■ 撤収期（ライフライン回復時）



■ 撤収 —— 避難所災害対策本部の解散（避難所閉鎖の日）

自主防災組織 から 災害対策本部への展開

地域の
自主防災組織

- * 地域住民が協力し、「自分達の地域は自分達で守る」活動を目的に、自主的に結成した地域の防災組織
- * 「自助・共助の要」となって、地域防災力の中核を担う
- * 本来は、住民有志・自警団・自治会等で組織化される独立機関

●真美ヶ丘では…

① 真美ヶ丘
自主防災委員会

- * より実効的な活動と運営を期して、自治会組織の常設委員会に位置づけ、自治会全体で取り組むこととした（2005年発足）
- * 専門部・委員会が5対策部を役割分担。前年度と当年度班長が防災委員として、当該専門部・委員会の対策部に所属する

震度5強程度の地震

●災害発生時には…

② 真美ヶ丘
災害対策本部

- * **震度5強程度** の地震で、自治会・地域内に相当の被害が発生した場合、自治会長判断で独自に設置する場合がある
- * 自主防災委員会を「災害対策本部」に移行して、緊急必要度の高い事項から救援活動に当たる

震度6
以上の地震

- * 「震度5強」程度でも、被害甚大で、避難者が続出すれば、「③指定避難所の開設」に至るケースもある

●指定避難所・開設となった時は…

③ ○○避難所
災害対策本部

- * **震度6以上** の大地震で甚大被害が生じた時は行政指示で避難所が開設され、自主防災委員会は「避難所災害対策本部」を設置して、避難所の設営と運営に当たる。
- * 5対策部⇒6対策部に切り替え、「避難所の運営業務」を中心とした対策対応・救援活動に当たる

——第3部 実務編Ⅱ「避難所運営マニュアル」(p.57)

第1部 基礎編

自主防災組織と災害対策本部

第1章	奈良県の地震と被害想定	
1.	奈良県の地震と被害想定	10
第2章	自主防災組織	
1.	自主防災組織の活動	12
第3章	真美ヶ丘自主防災委員会	
1.	組織編成と任務分担	14
2.	平常時の活動 留意点	16
3.	対策部の活動 留意点	17
第4章	災害対策本部	
1.	災害対策本部の設置	20
2.	真美ヶ丘災害対策本部	22
3.	避難所災害対策本部	25
第5章	災害時要援護者	32

データ Box

「震度6以上」の主な地震（阪神大震災以降）

発生年月	地震名	震度
1997. 5	鹿児島県北西部	6弱
2000.10	鳥取県西部	6強
2004.10	新潟県中越	7
2007. 7	新潟県中越沖	6強
2008. 6	岩手県内陸	6強
2011. 3	東日本大震災	7
2011. 3	長野県北部	6強

発生年月	地震名	震度
2013. 4	兵庫県淡路島	6弱
2016. 4	熊本	7
2016.10	鳥取県中部	6弱
2018. 6	大阪北部	6弱
2018. 9	北海道胆振東部	7
2019. 3	北海道胆振中東部	6弱
2019. 6	新潟・山形	6強

奈良県の地震と被害想定

1. 香芝市の想定震源は7つ

内陸型地震（4本）

- * 中央構造線断層帯など 4 本
- * 多数の死傷者と建物被害の可能性

発生確率 「震度5弱」以上 20%
「震度6弱」以上 5%

海溝型地震（3本）

- * 東南海、南海、2つの地震の同時発生
- * 死傷者数は少ないが、ライフラインに甚大被害。長期に渡る可能性がある

発生確率 「震度5弱」以上 91%
「震度6弱」以上 35%

2. 香芝市を襲う地震と震度・被害想定数（2010年／香芝市）

地震名		マグニチュード	震度	死者数	住宅全壊	避難者数
内陸型	①中央構造線断層帯	8.0	7	154	3,952	22,244
	②奈良盆地東縁断層帯	7.5	6強	97	2,537	16,135
	③生駒断層帯	7.5	6強	142	3,686	21,170
	④大和川断層帯	7.1	6強	118	3,087	18,612
海溝型	⑤南海トラフ大地震	9.1	6強	1300	38,000	26万人

災害時、他府県からの応援は？

■震源地が奈良県で、甚大な被害の場合

発災後、一定の時間が経過すれば、他府県からの人的・物的等さまざまな応援活動は、過去の事例から見ても可能と思われます。

■東南海・南海地震、2つの地震同時発生などで、激甚被害の場合

大阪・和歌山・三重、太平洋沿岸地域の被害の方が圧倒的に大きく、また広域的な情報・交通インフラの支障などで、他府県から奈良県への応援は極めて困難な状態になることが考えられます。各家庭での、食料・飲料水・日常生活用品の準備など、**自立型の防災体制**が必要となってきます。

3. 主要地震の被害想定（奈良県）

（第2次奈良県地震被害想定調査 報告書／2004 年）

区 分	中央構造線 断層帯	東南海・南海地震 同時発生
震 度 範 囲	* 震度5強～7の揺れが数十秒間続く * 香芝市・大和高田市・橿原市・広陵町 など奈良盆地内を中心に 14 市町で想定	* 震度5弱～6強の揺れが 1 分以上続く —— 数分間続くこともある * 県南部山間地、五條市など奈良盆地南縁の 山間地 7 市町村で想定 香芝市は「震度5強」の想定
液状化	* 奈良盆地内 19 市町で液状化発生の可能性	* 奈良盆地内 15 市町村で液状化発生の可能
人的被害	* 死者 4,319 人と想定 揺れ 3,686、斜面崩壊 205、火災 428 * 負傷者 18,817 人と想定 揺れ・液状化 17,058、斜面崩壊 128 火災 1,631	* 死者はわずか * 負傷者 414 人と想定 揺れ・液状化 411、斜面崩壊 3 火災による負傷者は発生しないと想定
建物被害	* 住宅全壊 98,086 棟と想定 揺れ 93,041、液状化 2,871 斜面崩壊 2,174 * 住宅半壊 84,973 棟と想定 揺れ 79,329、液状化 2,610 斜面崩壊 3,034	* 住宅全壊 1,253 棟と想定 揺れ 1、液状化 1,172、斜面崩壊 80 * 住宅半壊 1,184 棟と想定 揺れ 34、液状化 1036、斜面崩壊 114
避難者数	393,781 人（最大 1 週間後）	5,484 人（最大 1 週間後）
断水世帯	385,855 世帯	49,995 世帯
停電世帯	485,013 世帯	31,325 世帯
都市ガス	256,903 世帯	6,938 世帯
通信支障	65,613 世帯	0 世帯
帰宅 困難者	鉄道・道路の直接被害により、県外に出て いる通勤通学者が帰宅困難となる 県外からの通勤通学者、観光客も帰宅困難	広域的な交通インフラの支障により、県外に 出ている通勤通学者が帰宅困難となる 県外からの通勤通学者、観光客も帰宅困難
広域応援	一定時間経過後は他府県からの応援は可能	他府県からの応援困難、自立型防災体制を

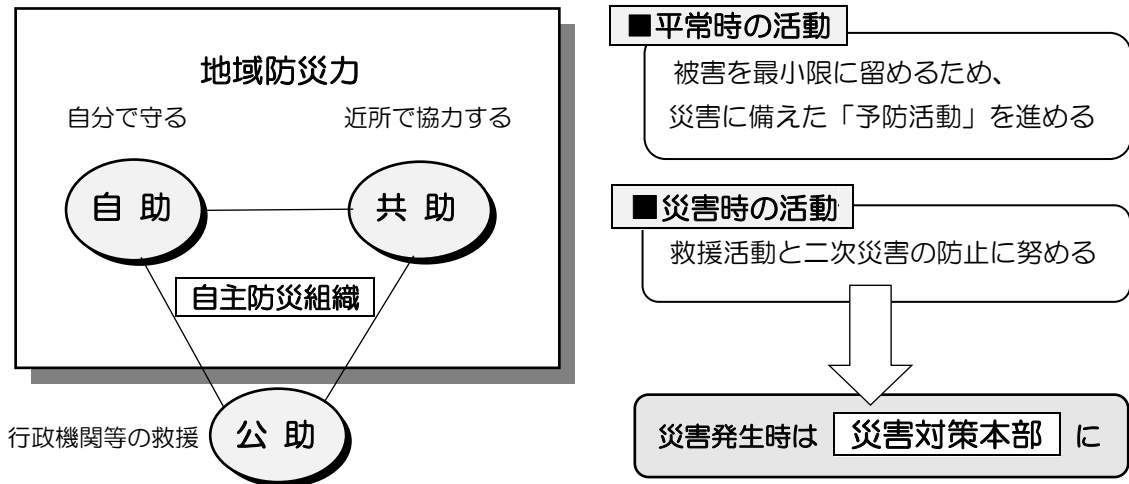
自主防災組織

1. 自主防災組織とは…

＊地域住民が協力し、「自分たちの地域は、自分たちで守る」活動を目的に、自主的に結成した「地域の防災組織」のことです。

真美ヶ丘では、自治会 **真美ヶ丘自主防災委員会** がその役割を担うこととして、2005年に組織化されました（自治会規定集／同委員会規約・防災計画 参照）

＊自主防災組織は、初動期の「自助・共助の要」で「地域防災力の中核」となります。災害時には **災害対策本部** として被災者の救援活動をリードするとともに、二次災害の防止に努めるなど、被害を最小限に留める活動を進めます。



2. 基本は「自助」「共助」

＊災害から身を守る基本は、**自助**——自分で災害に備える
共助——隣り近所の協力・助け合い

家庭での地震対策（食料・飲料水等の備蓄、非常持ち出し品の準備等）、近所同士の話し合いと確認など、日頃から“災害への備えと心がけ”が大切です。

しかし、自助にも共助にも、出来る範囲には一定の限界があります。

また **公助**——公的援助や救援も、直ちに期待することは困難な場合もあります。

地域全体の
共助

自主防災組織は、その間の救援活動を適切に担い、公的支援を含め生活支援・後方支援活動を円滑に進めます。強制力はありませんが、自主防災組織は「地域全体での共助」を的確にリードしていきます。

3. 自主防災組織の活動

平常時の活動		災害時の活動	
大規模災害に備える予防活動		災害発生時に人の命を守り、被害の拡大を喰い止める活動	
災害に備える	* 防災資材、機材の整備・点検 * 食料・水・防災用品等の備蓄 * 医薬品、必要な物資等の備蓄	情報収集と伝達	* 防災関係機関等との連絡 * 災害情報の収集・地域への伝達 * 地域の被害状況等の把握・発信
被害の拡大防止	* 危険箇所の点検・把握 * 避難路・避難場所の点検把握 * 移動困難者情報の把握	初期消火	* 初期消火活動、延焼拡大防止 * 消防機関への協力
活動訓練	* 防災訓練の実施 ・ 初期消火、救助・救護 ほか ・ 一時避難場所、避難所開設ほか	救出救護	* 救助資材・機材の手配 * 負傷者の救出、救護所搬送 * 移動困難者等の安全・避難支援
普及啓発	* 防災知識の普及・啓発 * 防災講演会・HUG研修など * 地域住民への呼びかけ ・ 自助努力と共助意識 ・ 防災ハンドブックの配布	避難誘導	* 避難所運営（避難者対応） * 避難所・避難路の安全確保 * 住民の安否・被害状況の確認 * 要援護者対応など * 危険箇所・地域巡回・安全確認
その他	* 災害対策活動マニュアル整備 * 活動マニュアルの習熟 * 災害時要援護者の把握と対策 * 避難所開設に向けた事前準備	給食給水	* 食料・飲料水等の調達・配分 * 救援物資等の受領・配分 * 必要に応じて炊き出しの実施
		避難所対策本部	* 避難所開設・運営（統括・調整） * 避難所および避難者の統率
他組織との連携	* 行政・関係機関 ・ 災害関連情報収集・指導相談 * 近隣自治会 ・ 7自治会 災害対策連絡協議会 * 学校（指定避難所）	他組織との連携	* 行政・関係機関 ・ 災害情報収集、全般的な支援要請 ・ 避難所運営の支援と協力 * 近隣自治会 ・ 避難所分担責任・共同運営
地域との連携	* 自治会関係団体との連携強化 * 災害支援ボランティアの協力 * コンビニ・事業所・医院	地域との連携	* 災害支援ボランティアの協力 - 安否確認・避難所運営等の戦力 - 一時避難場所・救護・物資補給等

● 真美ヶ丘自主防災委員会の活動も、本表に沿って進めます

真美ヶ丘 自主防災委員会

1. 組織編成と任務分担

真美ヶ丘自主防災委員会（役員）

会長、副会長、事務局長、会計長、会計監査
選挙管理委員長、専門部長・委員長、事務局員

対策部	専門部・委員会	平常時の活動	災害時の活動
情報部	◎広報部	防災知識の普及・高揚 (啓発・広報)	被害等の情報収集・伝達 パニックの防止広報 公的情報の収集
消火部	◎生活環境部	出火防止の点検・啓発 消火体制の整備	初期消火の実施 延焼拡大防止（後方支援）
救出救護部	◎防犯委員会 ○会館管理委員会	救出救護体制の整備 資機材の整備点検 要援護者情報の把握	救出・救護活動 ・住民の安否情報把握 ・要援護者の避難支援
避難誘導部	◎環境整備委員会 ○シニア部	避難計画の策定 危険箇所の状況調査 要援護者情報の把握	住民の安否情報把握 要援護者の避難支援 避難所の秩序維持
給食給水部	◎女性部 ○文化スポーツ部	救助物資等の配分計画 資機材の整備点検	救助物資等の配分 炊き出し、給水

※◎印／対策部長、○印／副部長

（真美ヶ丘自主防災委員会「防災計画」から）

●自主防災委員会は平常時の活動組織で、災害発生時には **災害対策本部** になります。

- ① **真美ヶ丘災害対策本部** 震度5強程度の地震でも地域内で相当の被害があった場合
- ② **〇〇避難所災害対策本部** 避難所開設の場合／行政指示（震度6以上の地震で甚大被害）

●組織編成には示されていませんが、**災害時 要援護者支援特別プロジェクト**（特命担当者）を別途編成し、要援護者の把握と支援体制・行動計画の整備、および避難所での対応全般を統括します（災害時要援護者／p.32）

2. 役員・対策部

*役員は、世話役会メンバーで構成します（会長、5役、専門部長・委員長、事務局員）

—— **対策部長・副部長** は、各専門部長・委員長が当該の対策部を担当します。

*対策部員は、各専門部（委員会）部員が「防災委員」として当該の対策部に所属します。

—— **防災委員** は、当年度・前年度班長、および班長以外の専門部（委員会）部員。

⇒ 班長委員は担当2年で、年度ごとに半数の委員が交替します。

■対策部の要員体制（2021年度登録）

対 策 部	専門部・委員会	総 計	当年度			前年度
			小計	班長	班長以外	班長
本 部	5役・世話役・事務局	24	24	—	24	—
	防災部	17	11	7	4	6
情 報 部	広報部	39	22	16	6	17
消 火 部	生活環境部	17	8	8	—	9
救出救護部	防犯委員会	41	20	6	14	6
	自治会館等管理委員会		8	7	1	7
避難誘導部	シニア部	32	10	4	6	3
	環境整備委員会		6	6	—	5
	特プロ・子育て支援		8	—	8	—
給食給水部	文化スポーツ部	50	23	9	14	10
	女性部		9	7	2	8
合 計		220	149	70	79	71

（5役～会長、副会長、事務局長、会計長、会計監査）

*被害の程度により、実際に稼働できる人数は大幅に減少することが考えられます。

自治会関係団体等、地域パワーの「災害時の応援協力／戦力化」をすすめ、双方で体制の整備・確認をしていきます（p.27）

—— 稼働率の減少／自宅被災対応、勤務・職場の防災活動、子どもの世話、高齢化など

●救援活動の絶対条件は「マンパワー」です。

防災アンケートに、「助けてもらう人より、助ける人に」という名言がありました。

防災委員であるかどうかに関わらず、災害発生時には一人でも多くの人々が自発的に

助ける側の人—— **共助** に加わる。その気運の醸成に努めていきます。

3. 活動 —— 「自主防災組織の活動」に準じます（p.13）

4. 平常時の活動 留意点

(1) 「自助努力・共助意識」の啓発

平常時の活動は、全てが「災害に備える予防活動」——**減災**に向けた活動です。防災アンケートでは、災害に備える「自助・共助」項目は実行度・関心度とも予想外に低い数字でした。

関係者および住民の **防災意識／自助努力・共助意識の啓発** に努めます。

(2) 行政・周辺自治会との連携・協力

香芝市災害担当部との連携・情報交換を進めるとともに、真美ヶ丘7自治会「災害対策連絡協議会」との“災害時の地区および地域全体での効果的・効率的な支援協力体制の確保”と“共通マニュアルで対応”など、具体的な申し合わせ・協力を確認していきます (p.20)

(3) 「防災訓練」等の実施

参加者を増やすイベント化の工夫と実務的・実践的な訓練を行います。

- ①初動の避難行動訓練（一時避難場所）
避難所関連訓練（避難所設営・運営）
- ②避難所運営（HUG）ゲーム
避難所運営 疑似体験ゲーム
などの訓練・研修を実施します

(4) 避難所の開設に備えた、事前の「準備と確認」

避難所開設となった場合の、迅速・円滑・適切な作業実施に備えて、

- ①学校など関係機関との **事前確認事項** の整理・協議を進め、相互に共有する
- ②災害時の **動員確保の手立て**（役員・防災委員・自治会関係団体など）
- ③初動時に直ぐ持ち出せる **避難所運営に最低限必要な備品等の整備と保管**

（自治会の「非常持ち出し品」）

(5) 地域組織の戦力化

要員体制は総勢 220 名ですが、状況次第では稼働・可能人数の絶対的な不足も考えられます（21 年度／役員 24 名、班長防災委員 141 名（前年度・当年度）、班長以外 55 名）自治会関係団体等の地域パワーを含めて、**要員の確保と実効的な運用** に努めます。

(6) 「災害時・要援護者」の視点

災害の規模や被害の程度に関わらず大事な視点。「避難支援と避難所運営」に配慮し、女性・高齢者の意見を反映した計画づくりを進めます（要援護者支援特別プロジェクト）

(7) 災害対策活動マニュアルの整備

活動マニュアルの「必要な修正・整備、および関係者の習熟と、会員周知」に努めます。

(8) 防災用品の年次・計画的な整備

予算状況に併せた計画・整備と、活動助成団体等の外部資金活用による整備の方途も探っていきます。

5. 対策部／活動の留意点

けっして無理はしません

1

対策部の活動は組織としての救援活動ですが、実際の現場では、個人の判断・対応が求められる場面も出てきます。が、私たちは“消火や救出救護の専門家”ではありません。出来ることには自ずと限界があります。共助の精神で「出来る範囲が限界」と考え、決して無理はしません。専門機関を手配し、到着後は後方支援に当たります — **二次災害を防ぐことも、防災活動では大事な視点です**

■組織的な救援活動

- ①可及的速やかに、活動拠点「災害対策本部」を設置する。
- ②役員の常駐、指揮命令系統、情報収集・伝達、連絡体制等を確立する。
- ③各対策部が相互に緊密に連携し、協力し合って救援活動をすすめる。

2

■現場第一主義

救援活動中に万一不測の事態が発生した時の、現場対応の“第一指揮官”は「現場に居合わせた担当者」、または「第一発見者」です。

- ①周囲に応援を求め、対策本部に一報「緊急事態発生・応援要員の派遣要請」
- ②「被害者の救護」と「被害の拡大防止」に最善を尽くします。

- 外回りの対策活動は、必ず「2人以上／複数人」で
- 対策部員・関係者は全員「ゼッケン or 腕章」着用

2人・1組
ゼッケン着用

情報部

正確・簡潔に 何をどう伝えるか

- 災害情報… ①被災状況 ②ライフライン ③救援活動 ④救援物資 ⑤衛生情報
- 情報は2面…①公的発表情報（行政ほか） ②地域被災情報（被災状況・住民ニーズ）
- チェックポイント…①5W1H/いつ・どこで・何が（誰）、どうして、どうなった
②簡潔明瞭、正確な情報内容の把握と発信

災害情報・伝達のポイント

- ①自分自身で「内容の正確な理解」—— いざという時、戸惑わないように
- ②簡潔な言葉で伝える —— 難しい言葉は、誤解や間違った情報伝達の元になる
- ③時間はかかっても確実に伝達 —— 役員・支援協力者等が手分けして回る
- ④必ずメモを取る —— 電話伝達は「対面伝達」に比べて間違いが多くなり易い
- ⑤情報は口頭伝達だけでなく、メモ程度の文書を配布しておけば万全
- ⑥数字の伝達には特に要注意 —— 流言には「数字」が絡むことが多い

消火部

けっして無理をしない、初期消火まで

初期消火の限度

- 火が天井に燃え移るまで（約3分）——“ボヤ”で消し止められるまで
消火活動の専門家ではありません。それ以上の火災になったら直ちに避難、消防に連絡。消防隊到着までの間は火災の延焼拡大防止、周辺住民の安全確保に努めます。消防隊到着後は、周辺の人員・交通整理、安全確保など後方支援に努めます。
- 現実には、初期消火活動の時点までに“消火部の現場到着”は、まず不可能です。
それだけに「火災は起こさない・初期消火のポイントと訓練、隣り近所の助け合い」など、平常時の啓発活動・訓練活動が大事です。

初期消火の「ポイント5」

- ①「火事だ！」と大声で叫び、周囲に知らせる
- ②消火器は、火元を見極め、出来るだけ近寄って消す
- ③消火器やバケツのほか、座布団を使うなど臨機応変に
- ④消火活動は、風上から行う
- ⑤建物の中では、最悪時の「避難脱出口」の確認と確保

救出救護部

居合わせた人が、力を合わせて救出救護

- 救出活動も救護活動も、ともに専門家ではありません。限界があります。
- *家屋倒壊等での救出作業は、居合わせた人が協力して出来る範囲内の、一定の活動までです。専門機関の出動を要請し、到着後は周辺および後方支援に当たります。
- *現場での負傷者の応急手当、安全な場所への移動、医療機関等への搬送等も、居合わせた人たちが協力してすすめます。
- *避難所開設の前の段階で、応急救護スペース／安息できる場所が必要になってくるかもしれません。当面、自治会館を **緊急避難場所** として準備します。
- 避難所開設後、状況判断の上で香芝東中学校に **救護所が設置** され、軽度患者の処置は可能になります。重症患者の振り分け（トリアージ）により、病院搬送等が進められます ⇒ 他の中学校3校と香芝市保健センターにも同様に救護所設置（p.86）
- *受診可能な医療機関情報を収集します。「行政に確認」「医院リストで電話確認」等、可能な限りの情報を収集し、被災者からの問い合わせにも対応します。

安否確認・要援護者対応 ——— 避難誘導部と合同

- *発災後一両日中に「被害状況と安否確認」聞き取り調査を行い、状況を把握します。
⇒ この確認調査は、避難所が開設されない場合でも必要に応じて行います（p.53）
- *要援護者の安否確認・避難誘導・ケア対応をすすめます。

避難誘導部

安否確認・要援護者の避難支援

- 「安否確認・被害状況の把握」と「要援護者の避難支援」の主力部隊となります。
 - *一時避難場所……現場統括責任者の派遣（状況把握・統率／混乱防止・本部連絡 p.29）
 - *避難所運営……避難者対応（避難者の受け入れ・秩序維持・要援護者対応）
 - ⇒ 災害規模が大きいほど、発生後、パニック状態に陥る危険性が高まってきます。
 - ⇒ 避難所の受け入れ態勢・秩序維持が重要です（黙って帰宅 or 避難所を移動する人）
 - ⇒ 自主的に、素早く安全な避難行動が取れるよう、**平時に「避難行動意識」を啓発します。**
 - *必要に応じて、全世帯「安否確認・被害状況」調査を行います（p.53 救出救護部合同）
 - ⇒ 限られた時間と要員で困難な場合は、各班内、有志の応援・協力を得て進めます。
- 「要援護者」への手助けが必要です（要援護者支援特別プロジェクト／p.32）
 - ⇒ 日頃から要援護者を把握するとともに、避難支援計画の合意が欠かせません。
- 「帰宅困難者」対応
 - *学校関係は「学校対応」が基本ですが、状況によっては対応の必要が出てきます。

給食給水部

給食・給水・物資調達、配給

公的機関等からの救援物資の支給は、発災から数日かかる場合があります

- 当面は、自分たちで「食料・水の確保」、「炊き出し」などを行なう必要があります。
 - *各家庭で「3日～1週間程度」過ごせる「**非常食・水の備蓄**」を啓発周知します。
 - *給水拠点・給水方法等を決めます — **給水車の稼働／行政指示・連絡**
 - ⇒ 香芝東中学校に設置されている「非常用貯水槽の開設」を行政に要請します。
 - 避難所開設前でも、全面断水時には貯水槽の開設が必要な場合も考えられます。
 - ⇒ 給水車稼働の場合は、行政の指示に従います（給水拠点・給水方法など）
 - ⇒ 給水の供用開始後は、混乱が生じないよう現場の整理誘導等に努めます。
- 避難所開設となれば、更に長期間「食料・水の確保と配給」の問題が出てきます。
 - *行政等からの救援物資の受け入れ・配給をスムーズに進める「**配給計画**」の作成。
 - ⇒ 物資が届くたびに“我れ先に”と奪い合うようでは、避難所は大混乱に陥ります。
 - 地区別・班別等に必要数を把握し、公平に給食・給水できる配給システムを作ります。
 - ⇒ 配給先は避難所だけではなく、在宅避難者の把握も必要です。
- 炊き出し — 当面、最低限必要な **「米」「塩・梅干し」「燃料」等の備蓄の検討**
 - *避難者が出た場合の、発災当日／夜食のシュミレーション
 - ①行政支給の非常食……支給「不可」の場合は「炊き出し」実施の必要性も…
 - ②炊き出し……当面は「おむすび」の提供検討／飲料水は行政支給分で…
 - ⇒ 食材等の大量買出し・確保には、事前に一定のメドを持っておきます。

1. 災害対策本部の設置

*災害発生時には、真美ヶ丘自主防災委員会を「災害対策本部」に切り替えて、組織的な救援活動を進めます。地震の規模・被害の程度により段階的に2通り考えられます。

震度
5強

① 真美ヶ丘災害対策本部 —— 避難所“開設前”の段階

「震度5強」程度の地震で、自治会区域内に相当な被害が生じた時、行政の避難所開設指示が出る前でも、自治会長判断で自主防災委員会を「真美ヶ丘災害対策本部」に切り替え、設置する場合があります。「真美ヶ丘独自で組織的な対応が必要」と判断された場合で、必ず設置されるものではありません。

② 避難所災害対策本部 —— 避難所の“開設後”の対応

原則「震度6以上」の地震で、地域全体に甚大な被害が生じた時、行政指示で真美ヶ丘に最大4ヶ所「指定避難所」が開設されます（一律一斉とは限りません）
7自治会事前確認に基づき、各自治会が避難所を責任分担して「避難所災害対策本部」を設置し、開設・運営業務の一切を統率します。

震度
6以上

●① ⇒ ②の順番で設置されるとは限りません。被害の程度・避難者の状況等で判断するため、「震度の数字」だけでは測りきれない要素があります。

⇒「震度6」以上でも被害が少ない場合は避難所開設に至らないケース。反対に「5強」程度でも甚大な被害・避難者続出となれば、行政から避難所開設指示が出る場合もあります。

⇒「真美ヶ丘対策本部」設置後に避難所開設となれば、直ちに「避難所対策本部」に切り替えます。

震度5弱の対応

—— 自主防災委員会・役員招集など、必要に応じて準備態勢を整え、状況に合わせた対策・対応を進めます。

真美ヶ丘7自治会

真美ヶ丘、別所、瓦口、西真美、6・7丁目団地、五ヶ所、すみれ野

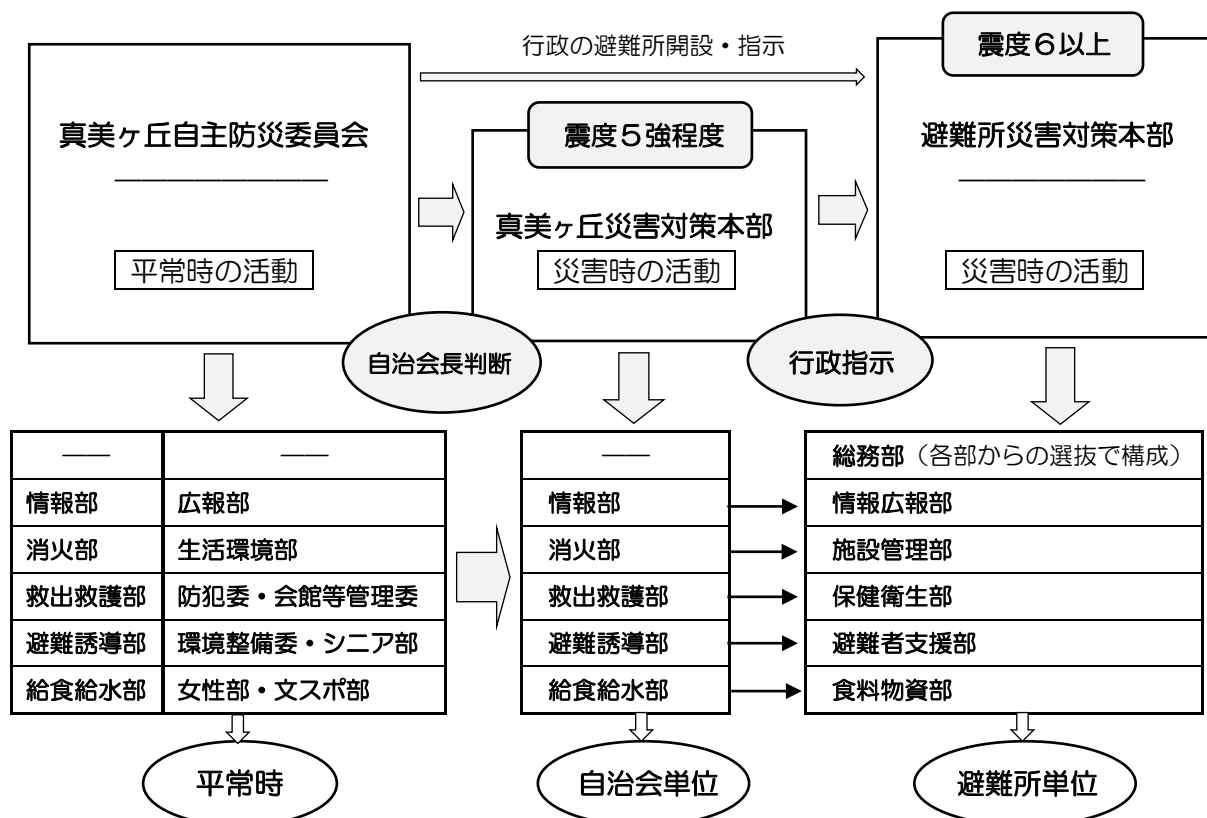
*各自治会にはそれぞれ自主防災組織があり、災害発生時には、必要に応じて自治会単位で「〇〇地区災害対策本部」を設置し、地区内の対策・対応に当たります。

*避難所開設となった時は、「7自治会災害対策連絡協議会」の確認・申し合わせに基づき各自治会がそれぞれ分担して「〇〇避難所災害対策本部」を設置します（p.25）

まとめ

災害対策本部への展開

●真美ヶ丘自主防災委員会は平常時の活動組織で、災害時には **災害対策本部** になります。



* **真美ヶ丘災害対策本部** は、自治会長判断で設置するもので、その後さらに被害が拡大し多数の避難者が出た場合には、行政指示による「避難所の開設」となります。その時点で真美ヶ丘災害対策本部は **避難所災害対策本部** に切り替え、「東小学校 避難所災害対策本部」に移行・吸収して、避難所設営・運営業務に当たります。

⇒ 避難誘導・救出救護・消火部などの現場出動業務は、そのまま継続する場合があります。

* 対策本部の設置当初は「要員数の絶対的な不足」が懸念されます。

現場の状況によっては、火災発生・負傷者・ライフライン停止・避難行動の始まり（一時避難場所）など、様々な動きと対応が、避難所開設作業と並行して、同時に進みます。

初動時には、対策部の枠を超えて、最優先の「救援活動」を重点的・集中的に進めます。

参考

「香芝市災害対策本部」の設置（判断基準）

●「震度5強」以上 —— 全職員の出動による「対策本部の設置」（2号動員）

⇒ 「震度5弱」で、指定職員の出動による「対策本部の設置」（1号動員）

⇒ 対策本部設置後、総合調整部本部班から自治会長に、防災無線で一報が入ります。

2. 真美ヶ丘 災害対策本部

1. 災害対策本部の設置

- *「震度5強」程度の地震でも、自治会区域内で相当の被害が発生し、独自の対策・対応が必要な場合は、自治会長判断で「真美ヶ丘災害対策本部」を設置する場合があります。
- *対策本部は「真美ヶ丘自治会館」に設置します。
- *対策本部が設置された時は、世話役、班長・防災委員は直ちに対策本部に集合します。
- *本部体制は、真美ヶ丘自主防災委員会の「組織編成・任務分担」をそのまま移行します。

世話役・防災委員 集合

- *会長は、副会長経由で防災役員に「対策本部設置・防災委員集合」を指示する ⇒ 香芝市役所（危機管理課）に「対策本部設置」を一報（p.36）
- *副会長は、世話役、班長（防災委員）に同上一報と本部集合を指示する（自会連絡網）
- 電話連絡・不可の場合 — **口頭伝達** ⇒ 連絡網ルート「事務局員 ⇒ 班長 ⇒ 班長」
- 自発的・出動の要請 — 原則／指示連絡とするが、テレビ・ラジオ等で地震情報を確認し、“空振りでも構わない”として自発的に出動する。

本部集合に当たっては

- *「家族・近隣の安全確保と被害状況の確認／応急対応」後、特段の問題がなければ対策本部に集合する。自宅対応・その他で“遅れて参集”は一向に構わない。
- *集合の途上では、周辺の被害状況等を見分し、本部に報告する。
- *作業可能な服装（防寒・猛暑／長袖）・履物、タオル・マスク、ゴム軍手類、自分用の飲み物、携帯電話、その他、救援活動に必要と思われる物品等を携行する。
- *移動は徒歩（状況が許せば自転車・バイクも可／後刻の連絡手段にも活用） **自動車は不可**

班長／初動時・出動の可否判断

- *時間的・状況的に本部集合が不可能な時は、その場の“最善の途の判断”でOKです。一段落後、本部に参集します。
 - ⇒ 自宅被災、家族の安否確認、職場勤務中、一時避難場所に直行 など
- 参集した要員の範囲で、全員総出で、また迷うことなく外部パワーや会員有志に応援協力を求め、最も急を要する“必要な初動の対応”に当たります

本 部

自治会館

施設設備の安全点検・確認

—— 本部長は会館使用の可否を外観判断

- 使用可能の場合 — 会館管理委員会は「施設設備の点検・確認」をします。
- 使用不可の場合 — 対策本部は「自治会館前の駐車場」に設置します。

「全体会議」の開催

(一定の関係者が集合した時点)

行政災害情報や各自が見聞した被害状況等の共有と確認を行い、最も急を要する対策事項から優先して救援活動に当たります。

* 本部長は被害状況と要員体制を的確に把握し、対策事項の優先順位・方法等を全員に指示します。

本部長判断・指示

この時点での初動対応は、対策部の枠を超えて、集合者全員で「最優先の救援活動」を重点的、集中的に展開していきます。

被害状況の把握と救援・救護活動

- この時点で最も急を要すること…①安否確認・被害状況の把握、②避難行動の動き
③初期消火・救出救護への対応

①安否確認、負傷者等の人的被害、家屋その他の物的被害等の状況と件数の把握

⇒ 班長 or 班内有志、役員等による聞き取り情報収集、一時避難場所での情報収集

②避難行動の動き／一時避難場所に統括責任者を派遣（安否確認・情報収集伝達・混乱防止）

③初期消火・救出救護の現場対応……救出救護・被害の拡大防止、混乱防止

⇒ 負傷者等の応急対応・安全な場所への移動、医療機関等への搬送

自治会館

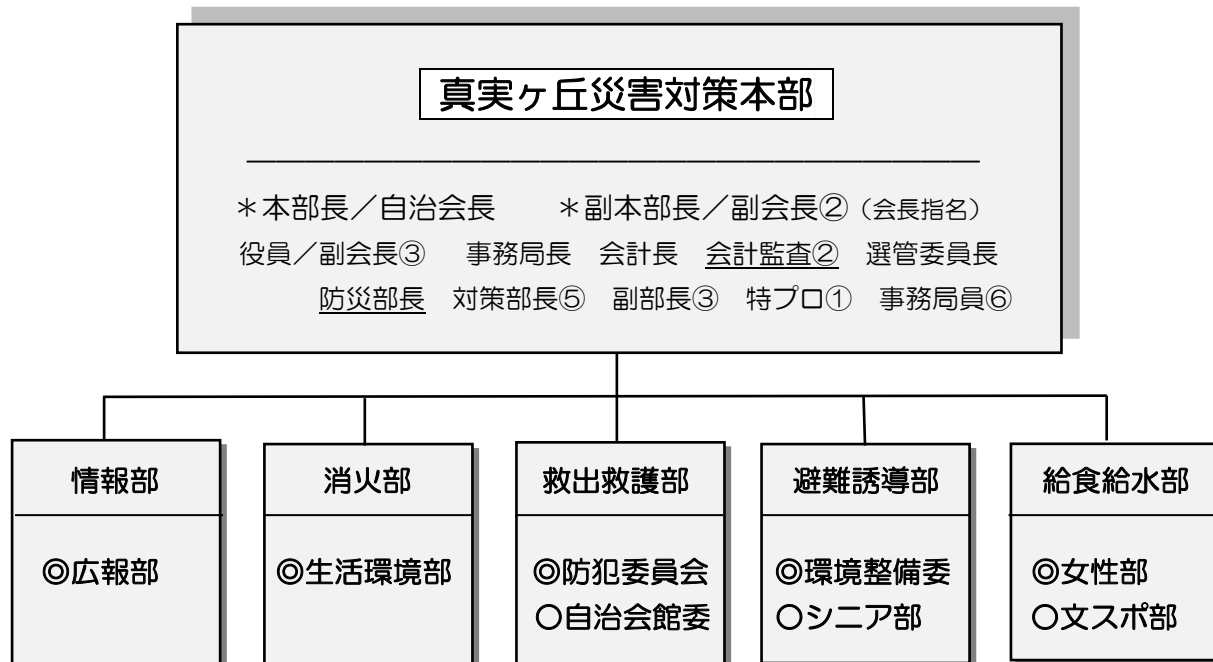
—— 災害救援活動を進めていく上での「重要な活動拠点」ですが、

避難所開設の時点で、真美ヶ丘災害対策本部は東小学校避難所災害対策本部に移行吸収し、“自治会館は、原則としてクローズ”します。

⇒ 戦力の分散化と混乱を避けるため、東小学校避難所対策本部に一本化します。

2. 災害対策本部の体制

(自治会規定集・参照)



【注】◎印／対策部長、○印／対策部副部長

3. 災害対策本部の構成と役割

本部長 (自治会長) 常駐	* 全般的な災害情報、地区内の被災状況・対策推進状況の把握・分析に努め、最も必要な対策実施の判断・指示等、的確で迅速な救援活動の全体を統括 * 行政ほか外部機関、近隣自治会等との折衝・対応窓口（本部長に一本化）
防災部長 (本部長付き) 常駐	* 被害状況と対策・対応状況、組織状況など全体の稼働・進捗状況を見極め、最も急を要する対策対応の計画・進言、および各対策部の部間調整など、フリーの立場で、本部長補佐官として実質的に組織内を統括する。
事務局長 常駐	* 本部長・防災部長と常に連携を保ち、的確・迅速・円滑な活動展開の実務遂行責任者として、本部内事務局業務の一切を取り仕切る
副本部長 (副会長②)	* 1名／各種情報と被災状況の収集・把握・分析（所管／情報部） * 1名／本部長業務の全般的な補佐、安否確認全般（所管／救出救護部）
副会長 ③	* 副本部長業務の補佐、本部長特命事項 * 所管分担 —— 避難誘導部・消火部・給食給水部 —— 各対策部サポート
会計監査 ② 選管委員長	* 本部長特命事項 —— 救出救護部・避難誘導部を中心に対策部サポート (被害状況・安否確認)
会計長	* 救援活動に必要な物資・資材等の調達、資金の確保と管理、特命事項
対策部長 ⑤ 副部長 ③ 特プロ ①	* 所管対策部・救援活動の具体的な段取りを仕切り、実務遂行の指示と運営、遂行状況の点検・把握のほか、新たな課題の対応処理 * 特プロ —— 本部長特命事項／要援護者対応（民生児童委員と合同）
事務局員 ⑥	* 事務局長の指示に従い、本部および事務局業務の推進と各所連絡担当事務局業務の補佐、対策部を含む幅広い業務対応への遊軍
要援護者・支援プロジェクト	* 特別な配慮を必要とする要援護者へのケア —— 特プロ合同 * 要援護者の動向と状況把握（必要に応じて避難支援への対応） ⇒ 状況によっては「民生児童委員だけで対応」となる場合もある
防災部員	* 本部付（総務部）／ 防災部長 指示に従い、本部業務補佐と総務部事項 * 状況によっては、一時避難場所・緊急必要な対策部の活動支援に当たる
本部 対策会議	* 原則／一日1回・定時開催（必要に応じて随時開催） * 地区内の被災状況、行政情報、各対策部の進捗状況など、情報の共有と必要な対策事項の推進等を協議・決定・確認する

会計上の 取り扱い

- * 真美ヶ丘災害対策本部での必要経費は自治会負担とします。
当面は「予備費」で支出し、最終的な処理は事後、世話役会で協議します。
- * 避難所災害対策本部では原則「行政の現物支給」ですが、緊急かつ少額の場合は、上記と同様、自治会経理で処理する場合があります。

3. 避難所 災害対策本部

■避難所開設の行政指示が出た時は、直ちに「避難所災害対策本部」を設置します

1. 真美ヶ丘地区の「指定避難所」は4ヶ所

真美ヶ丘東小学校

真美ヶ丘西小学校

香芝東中学校

香芝高等学校

●—— 真美ヶ丘地区“共通”の避難所で、どこ避難所に避難しても構いません（p.28）

2. 避難所の運営担当・責任自治会

*住民避難先の予測に基づき、避難所の「運営担当責任」を7自治会で分担します。

*真美ヶ丘自治会は、**真美ヶ丘東小学校** **香芝高等学校** を担当します。

指定避難所	担当責任自治会	避難者の地区（予測）
真美ヶ丘東小学校	◎ 真美ヶ丘自治会 6丁目団地自治会	真美ヶ丘、6丁目団地、別所、瓦口
真美ヶ丘西小学校	◎ 西真美自治会 五ヶ所自治会	真美ヶ丘、西真美、五ヶ所、すみれ野
香芝東中学校	◎ 瓦口自治会 別所自治会	真美ヶ丘、6丁目団地、別所、瓦口
香芝高等学校	◎ 真美ヶ丘自治会 すみれ野自治会	真美ヶ丘、西真美、すみれ野

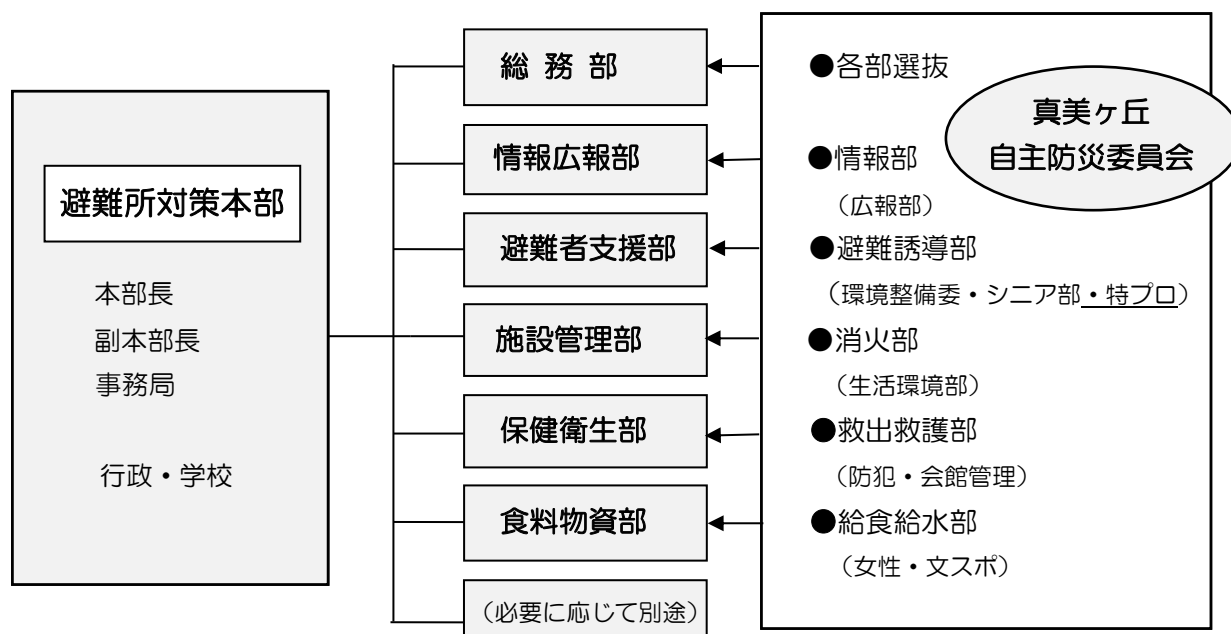
◎印／主たる運営責任自治会

- 各自治会がそれぞれに要員を出して、それぞれが受付窓口を開設し、しかも対応は各自治会バラバラ…という最悪の事態に陥らぬよう、初動の混乱を避け、効率的で、スムーズな運営を進めるため、避難所「運営担当」を分担します。
- 各自治会は必要な要員を配置し、共通マニュアルに従って「居住地域に関わりなく、参集した全避難者の、受付から支援・対応までの全て」を取り仕切ります（p.20）

■避難所設置後は、「真美ヶ丘災害対策本部」は東小学校避難所災害対策本部に移行吸収し自治会館は原則・クローズします。

3. 避難所対策本部の運営体制

- 担当責任自治会は、避難所開設と同時に「〇〇避難所災害対策本部」を設置し、準備・設営、受付・避難者対応・秩序維持等、避難所全体の管理運営に当たります。



* 真美ヶ丘自主防災委員会（真美ヶ丘災害対策本部）からの体制移行を基本に、新たに、6丁目団地（東小学校）と、すみれ野（香芝高校）自治会が加わって、再構成します。

* 避難所全体の管理運営担当 **総務部を新設** します（各部からの選抜で必要人数を確保）
また、必要に応じて「〇〇対策部」を新設する場合があります。

（1）対策本部の責任体制（真美ヶ丘 2021 年度）

		真美ヶ丘東小学校 対策本部	香芝高校 対策本部
本 部	本部長	会長	西ブロック 副会長
	副本部長	東ブロック 副会長	会計監査
	事務局担当	——（総務部長兼務）	——（総務部長兼務）
対策部	総務部長	事務局長	事務局次長
	情報広報部長	東ブロック 事務局員	西ブロック 事務局員
	避難者支援部長	環境整備委員会委員長(副会長)	シニア部長
	施設管理部長	生活環境部長	会計長
	保健衛生部長	防犯委員長	自治会館管理委員長
	食料物資部長	女性部長	文化スポーツ部長(副会長)

- 初動時、本部役員・各対策部長不在の場合、本部長は直ちに代行者を指名。

(2) 対策本部の要員体制 (2021 年／避難所 2 ヶ所の合計)

対策本部の 対策部	全体	情報	消火	救出	誘導	給食	特プロ	世話役	事務局	防災部
	220	39	17	41	24	50	8	19	5	17
総務部	30	9	2	1	2	10				6
情報広報部	30	30								
避難者支援部	30				22		8			
施設管理部	15		15							
保健衛生部	40			40						
食料物資部	40					40				
対策本部	35							19	5	11
専門部・委員会	—	広報	生活	防犯 会館	環境 シニア	女性 文スポ	特プロ	—	—	防災部

●居住区をベースに「2 避難所」に振り分けます (一部調整)

配置

●東班・北班・一番街 ⇒ 真美ヶ丘東小学校 ●南班・西班 ⇒ 香芝高等学校

(3) 自治会関係団体等の支援体制

対策部	真鶴会	子ども会	テニス部	吹き矢クラブ	ファミリー農園	いきいきサロン	民生委員
総務部			○			○	
情報広報部							
避難者支援部	○	○	○			○	4
施設管理部	○			○	○		
保健衛生部	○			○	○	○	
食料物資部		○	○				

● “災害支援 地域ボランティア” の組織化と応援・協力体制の確保をすすめます。

⇒ 比較的フリーに動ける在宅者・世話役 OB・女性支援隊など

避難者の運営協力・運営参加

■ポスター掲示の工夫

* 避難者・自主運営の考え方に沿って、避難所の開設決定後は、迷うことなく、会員および避難者に「自発的・積極的な運営協力」を求めています。

* 避難所設営作業のほか、以後の避難所運営にも引き続き参加と協力を要請します。とくに避難者と直接関わりのある対策部は、避難者が活動できる場の設定を考えます。

あなたの力を貸してください

避難所運営
協力者募集!

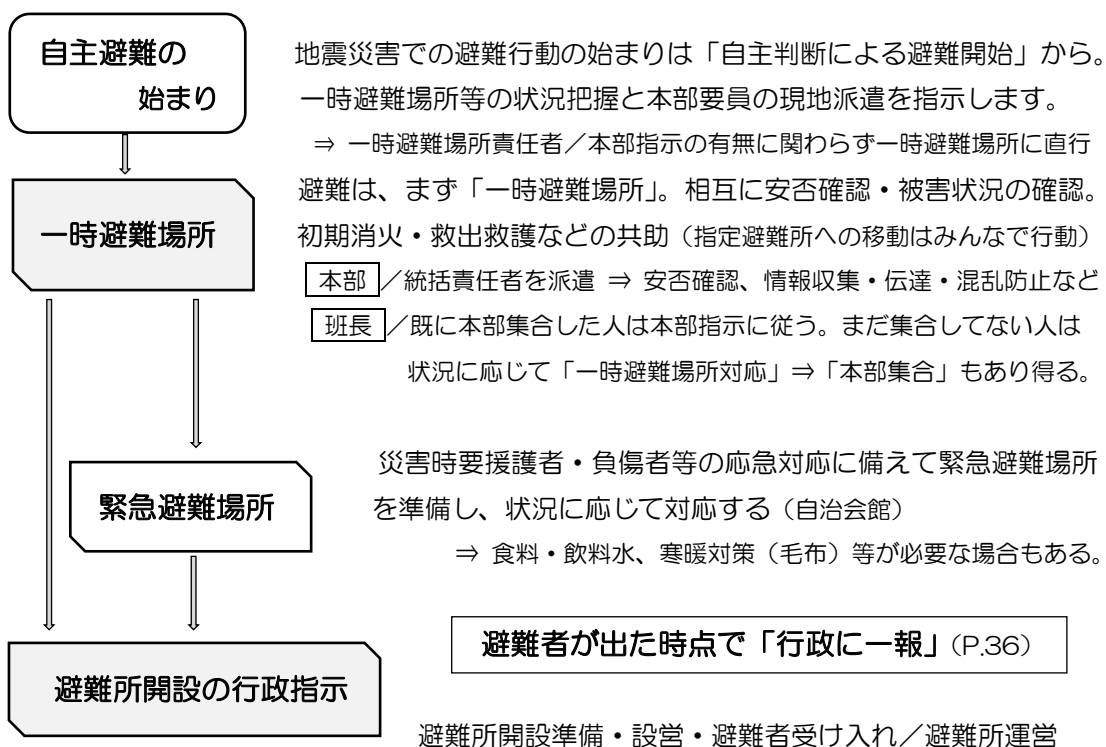
⇒ 受付までご連絡を

関連①

この時点での「避難者対応」は…

行政指示／避難所開設 ⇒ 避難所災害対策本部の設置 ⇒ 避難所開設準備 と続きますが、班長本部集合、自主避難の始まり、一時避難場所、避難所開設指示等の時間的關係（動き）の予測は不可能です。原則「班長本部集合」としますが、避難および時間状況によっては「一時避難場所対応」⇒「本部集合」も OK です。

⇒ p.56／「一時避難場所対応」の代行者を、予め班内有志に要請・確保できればベストです



データ Box②

■自治会の世帯数と住民数（2020年4月）

自治会	世帯数	住民数	避難先の予想			
			東小学校	西小学校	東中学校	香芝高校
真美ヶ丘	1,835	4,916	●	●	●	●
別 所	446	1,242	●		●	
瓦 口	1,000	2,218	●		●	
西真美	1,395	3,554		●		●
6丁目団地	708	1,617	●		●	
五ヶ所	31	78		●		
すみれ野	396	1,129		●		●
合 計	5,811	14,754	4	4	4	3

関連②

一時避難場所での対応／本部統括責任者

- ①統括責任者（本部要員）を一時避難場所に派遣 — **現場の仕切りと統率**
— 各班の被害状況・安否確認、情報収集、および全体の取りまとめ・混乱防止など
- ②責任者は、現場に直行 — 確実に行けるとは限らないので **複数名を別途指名**
— 防災委員会委員・環境整備委員会（避難誘導部）各ブロック委員をそれぞれ別途指名
●一時避難場所7ヶ所（かつらぎの道・ガーデンハウスは、別途・追加措置）
- ③統括補佐担当者 — 集合班長・A氏に協力を求める（現場で指名／代行者・有志を含む）
— 班長Aは、統括業務現場で指名に協力（他の班長も、防災委員として統括業務に協力）
- ④責任者に事前配備 — 現場で必要な用具類（書式類・筆記用具・大型懐中電灯等）
本部等との連絡 — 原則／携帯電話。必要に応じて本部事務局員が連絡役等に当たる。

現場統括責任者

- 地震規模・被害状況等を見極めて、指示（連絡）の有無に関わらず、指定の一時避難場所に直行し現場の統括に当たる。
- 「現場到着」を対策本部に一報 ⇒ 出動不可の場合／本部および他の責任者にその旨を一報。
⇒ 各現場・統括責任者が出動不可の場合／対策本部は直ちに代行者を手配・派遣する。
- 統括責任者が複数人集合した場合は、「A」が主たる責任者に、「B」は統括補佐に当たる。
⇒ Bは、他の一時避難場所の“責任者欠員の補充”に回る場合もある（対策本部指示）
- 事前配備の「作業用具類」を携行。出動時は「本部集合／p.22」に準じる。
⇒ 机・メガホン拡声器・雨具・夜間照明等なし（夜間・照明断の場合もある）

①避難状況 被害状況確認

班長（代行）に指示／避難者名・人数、安否・被害状況等の確認
負傷者・病人・要援護者の有無確認 ⇒ 応急対応・搬送
⇒ 緊急避難場所または病院搬送。応急対応（近辺自宅の救急薬品）

- *一時避難場所の全体状況とりまとめ ⇒ 対策本部報告、同時に関連情報の入手
・報告／避難者数、ケガ・病人等の避難状況、被害状況等
・情報入手／避難所開設準備状況・災害情報など関連情報等 ⇒ 適宜、避難者に伝達
*以下、全体取りまとめ・統率、暫時待機 ⇒ 継続／本部報告。情報収集・伝達、混乱防止等

②みんなで共助

- *火災・緊急事態発生には、初期消火・救出救護等に共同支援作業
⇒ 支援は“出来る範囲内で出来るところまで”。決して無理をしない。
- *可能であれば、各班内で手分けをして「未避難者宅」の状況把握に当たる。
⇒ この時点での「安否情報・被害情報」収集は、極めて大事な「第1次の被害情報」
- *統括責任者は、これら共助活動への協力要請と必要事項の指示・取りまとめを行うとともに、必要に応じて必要な対策・対応を講じる（対策本部との連携）
- *長時間待機となった場合は、避難所の開設準備状況等を説明し、そのまま待機継続か、一旦自宅に戻るか、本人の判断に委ねることも視野に入れる。

指定避難所開設 ⇒ 設営・受け入れ態勢が整い次第、希望者はみんなで移動する。

「避難所開設」までに至らず、事態が落ちついて自然解散になる場合も…

関連③

夜間の発災 —— “長時間の全面停電”

●最優先は **安全の確保と二次災害の未然防止**

課題 全ての場所での「照明の確保」と「安全に留意した対応・行動」

—— 自治会の備蓄品は自家発電機1台、照明器具等は極少（自治会館対応用）

急務 行政保有状況の事前確認、最低限必要な「停電対策・機材」等の自治会整備・保有

①夜間停電の影響は、「あらゆる作業と行動が制約される」ことです。

—— 自治会館・避難所の「建物の安全確認・安全確保の制約」、「一時避難場所の全作業の制約」

②避難所建物の安全確認は、万全を期して“明るくなるまで待つ”ことも判断の一つです。

—— 長時間待機を強いられる避難者対応に万全を期す（指定避難所・一時避難場所）

③自治会館は、発電機・照明、懐中電灯等での「確認と作業」を可能な範囲で進めます。

最悪の場合（会館使用不可）は「会館前駐車場」を一時的にでも利用する工夫を考えます。

④一時避難場所では、避難所の開設準備状況を説明し、待機継続か一旦解散（自宅待機）か、あるいは開設されてないが指定避難所に移動するか…。

最終的には本人の判断に委ねるケースも出てきます ⇒ 前項関連

一時避難場所（周辺）は“真っ暗” —— 安全確保と二次災害の防止を

関連④

家庭での「自給体制の強化」

周知・啓発

ライフラインの“全面的な断”

↓
家屋の被害が少ない場合でも、ライフラインが“全面的停止”になれば、各家庭で一定期間の食料確保が必要 ⇒ 多くの世帯が「在宅避難者」となる可能性があります。

基本は、各家庭の自給体制 —— 3日～1週間程度過ごせる食料・水の備蓄

●—— 家庭の「自給体制の確保」を平常時から呼びかけ、周知徹底していきます。

■家庭の食料備蓄は

ローリング・ストック

備蓄を長期保存食だけに特定せず、一定の保存期間（消費期限）がある好物の食品等を、日常的に使いながら少し多めに保存・補充を繰り返す方法です。

「備蓄・保存の意識と関心」が日常的に高まることと、常に新しい物の備蓄、非常時でも各人の“好みの物が食せる”メリットがあります。

関連⑤

班内／安否確認と被害状況の把握（調査）

1. 班内・被害状況調査（調査実施は被害の程度により、別途判断 —— 担当／総務部）
 - * 発災後できるだけ早い時期に、班別／全戸の「被災状況・安否確認」調査を行い、被害等の全容を把握します ⇒ **様式1／被災状況調査表（p.96）、p.60 総務部参照**
 - * 班長が作業困難な場合は「班長 ⇒ 班内有志に応援・協力」を求めます。
2. 在宅避難者の把握（原則／避難所開設となった場合）
 - * 被災状況調査に併せて「在宅避難者」を把握します ⇒ **在宅避難者名簿の作成**
 - * 在宅避難者への支援対応は、避難誘導部（避難者支援部）を中心に関係部が行います。

関連⑥

救急搬送・緊急避難場所

救急搬送 —— 負傷者・体調不良者・要援護者など様々なケースと症状が考えられますが、一義的には病院搬送 or 緊急避難場所（当面の安静と安全／自治会館）に搬送します。

対策本部では可能な限り手を尽くして、行政情報のほか医院開業情報を収集します。

救護所設置 —— ● 避難所開設後、状況判断の上で香芝東中学校に救護所が設置されます。
⇒ 軽度の患者対応。トリアージで、重症患者は病院搬送する（p.18・86）

緊急避難場所 —— 当座の安静場所として自治会館を準備し、必要な対応に当たります。

救急医薬品等は準備しますが、医療専門スタッフが駐在している訳ではありません。

● 看護ボランティア協力者（OB 経験者）の事前確保 —— 協力呼びかけに努めます。

関連⑦

世話役・班長防災委員 連絡体制

1. 関係者「携帯電話番号」の一括集約
当面の、最も有力な連絡手段は「携帯電話」です。
 - 世話役および班長防災委員、関係者の「携帯電話番号」を事務局で一括集約・保管し、非常時連絡体制の確保を検討します（個人情報／運用・取り扱いには細心の注意）
2. トランシーバーの整備
“各ポイント間”の連絡手段「強力トランシーバー（3km範囲）」整備を検討します。
多様な用途と、確実な連絡手段・確保のために、10 台程度を整備します。

対策本部 ⇄ 一時避難場所 対策本部 ⇄ 指定避難所 対策本部 ⇄ 現場出動・被災場所

災害時「要援護者」

災害時要援護者とは

様々なハンディキャップを持つ人々を総称する概念で、傷病者、身体に障害のある人、乳幼児、体力的衰えのある高齢者、日本語の理解が不十分な外国人などを、「要援護者」としてとらえることができます。災害が発生した場合、自力による避難が困難な人たちで、支援が必要です。

1. 要援護者の把握

＊プライバシーに関わる事柄だけに「実態把握が難しい現実」があります。自治会では民生児童委員と連携して行政情報を活用し、必要な支援も含めて個々の状況把握に努めます。

⇒ 情報は、要援護者本人や家族の了解を得て、実際に救出・避難誘導に当たる組織の範囲に留めるなど、取り扱いに最大限注意します。

2. 避難時の支援体制

①個別の救出・避難誘導方法を、事前に特命担当者および関係者で検討するなど、ケースによって最善の対応を模索します。また、災害時の“プライバシー守秘義務の一時的な解除”などについても、予め当事者と話し合っておきます。

②要援護者1人に対して、複数人の支援体制を組みます。

⇒ 日頃から要援護者（宅）を知っている近隣の“複数人”で支援体制をつくります。

③具体的な活動手順を決め、要援護者に十分説明します（訓練等が出来ればベスト）

3. 避難所での支援体制

＊居住スペースの確保をはじめ、物心両面で様々な「サポート体制」を考えます。

⇒ 被災直後の対応の拙さが、健康悪化に繋がりがねません。施設条件・設備環境の良い

「福祉避難所」への移送も検討します（保健師判断／p.138）

特命担当者の指名

民生児童委員と連携

＊「災害時要援護者支援特別プロジェクト」（特命担当者）を編成し、要援護者の把握と、支援体制・行動計画の整備、および避難所対応の全般を統括します。

＊プロジェクトの構成および具体的な業務は別途策定します。

⇒ 特命につき組織上の明示はありませんが、実務上は対策部と同等の位置づけとします。

第2部 実務編 I

避難所運営マニュアル ①

避難所開設と避難者の受け入れ

第1章 避難所の基本事項

1. 避難所の基本事項 34
2. 避難所運営4つのポイント..... 35

第2章 避難所の開設まで

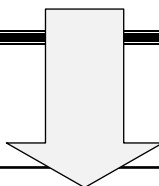
1. 避難所の開設準備 36
2. 学校との確認・打ち合わせ..... 39

第3章 避難場所の設営 42

第4章 避難所開設・避難者の受け入れ

1. 避難者の受け入れ 46
2. 避難所内の割り当て・班編成..... 49

第5章 その後の対応..... 53



- 避難所開設の時点では、消火部・救出救護部・避難誘導部等が既に現場に出て、救援活動を先行実施しているケースも考えられます。
避難所業務の初動時は、「現場救援活動と並行・同時進行」も念頭に置き、要員配置・対応業務の優先度と戦力集中化など、的確に判断します。
- 避難所以外で「対応すべき問題」が発生した時は、原則／関連対策部対応ですが、状況によっては臨機応変に対応します（本部長指示）

1. 避難所の基本事項

1. 指定避難所

＊学校の体育館など、災害時に一定期間避難する場所として予め決められた施設で、香芝市内には19施設、真美ヶ丘地域には4施設あります（p.126）

真美ヶ丘地域では7自治会がそれぞれ分担して「4避難所」の運営に当たります。

—— そのほかに「福祉避難所」が10施設あります（p.139／参考資料①）

2. 避難所の開設基準

＊一般的には「震度6」以上の地震で大きな被害が生じた時、行政指示で開設します。

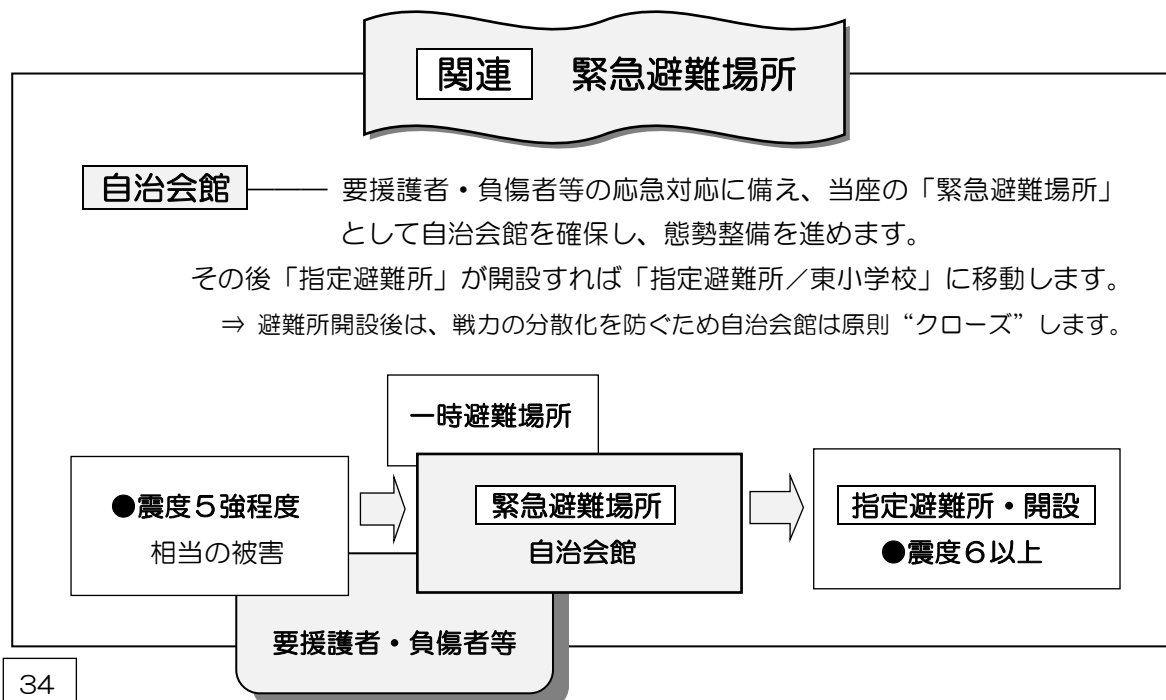
⇒「震度5強」程度の地震でも、被害と避難者の状況次第で解説される場合があります。

3. 避難所開設・運営の責任者

＊避難所の開設・運営の責任者は原則・行政担当者です。不在の場合は施設管理者。両者不在で緊急の場合は、自主防災組織が業務を進めることができます。

4. 避難所の運営主体

＊行政・施設管理者・避難者（住民／自治会）が協力して運営しますが、避難者同士の「民主的な運営」を心がけます。行政等は後方支援的に協力します。



2. 避難所運営 4つのポイント

Point ① 被災者の安全確保、生活再建のための「地域の防災拠点」

＊災害から命を守るための安全な場所の提供と、ライフライン機能の低下で生活が困難になった人に必要な支援を行い、地域の全ての避難者への支援拠点となります。

- ①生活・安全……………安全の確保、生活場所の提供
- ②食料・水・物資等……………生活必需品等の支援
- ③保健・衛生環境……………健康の保持・医療、衛生的環境の提供
- ④生活・再建情報……………情報提供・収集・交換、地域コミュニティー

Point ② ライフライン復旧時まで設置、復旧後は速やかに閉鎖

- ①ライフラインの復旧状況に合わせて統廃合など、学校授業の早期再開に対応します。
- ②避難所閉鎖後、住家を失くした人は応急仮設住宅入居など行政対応に一任します。

Point ③ 避難所運営の原則は、避難者の“自主運営”

- ①避難所対策本部は、行政・学校、避難者代表（自治会）で構成し、運営に関わる事項を協議・決定しますが、実務上は「避難者の自主運営」が原則となります。
- ②特定の人に過重負担が掛からないよう、避難所運営の役割は分担・交代します。
また、できるだけ多くの避難者が参加できるよう「当番制・交替制」で対応します
- ③避難者の“心身の負担”を軽減し、少しでも過ごしやすいように「避難所ルール」を作成・遵守します。

⇒ 避難所の使用ルール／p52

Point ④ 行政は避難所の後方支援

＊行政担当者は、情報統括や必要なニーズへの支援（物資調達、健康・医療対応など）、のほか、業務サポート・アドバイスなど、避難所運営全般の「スタッフ機能」も担います。

1. 避難所の開設準備

1. 開設準備（行政との連携・対策本部内の対応）

行政からの「指定避難所開設・指示」は、“いつ・どんな形”で入ってくるか分かりません。地震の規模・被害の程度、避難者の動向などの状況把握と、最低限の要員体制を確保しておくことが必要です。

状況によっては指示が出る前に、行政に「開設を要請」するケースも考えられます。

市役所は、夜間・深夜でも「発災後 30 分程度」で職員数名のスタンバイが可能です。
連絡手段は原則「防災無線」⇒ 代表電話は 4 回線、夜間・休日は当直（外部委託）

■香芝市役所／代表 ☎ 0745-76-2001

■防災無線（市役所直通）—— 会長所有／非常時には常時携帯

■避難者が出始めた時点で「行政に一報」—— 以後、適宜状況報告

事例

真美ヶ丘自治会です。〇時現在・避難者〇名、当面は〇〇〇〇で待機中。
状況次第では、真美ヶ丘東小学校・避難所開設の必要が出てきます。
またあらためて連絡します。当方の責任者〇〇、携帯電話〇〇-〇〇

■「同時進行」—— 対策本部内の作業と避難者対応

* 指示が出た時点では要員体制が不十分な場合もあります（集まり具合不調 or 現場出勤中など）
避難行動が始まれば避難者対応（一時避難場所）と開設準備が同時並行で進みます。

自主避難の始まり —— 避難者が出始めたら…

- ①「一時避難場所」に現場統括責任者を派遣して、状況把握・安否確認・混乱防止に努める。
- ②「緊急避難場所」の準備と対応（自治会館／要援護者・負傷者等）——（p.28）

開設指示が出た時点で

- ①「避難所対策本部」の設置（または切り替え）と、体制確認（優先作業と要員配置）
- ②「設営作業」に向けて —— 別途（p.38）

■学校との確認・打ち合わせ —— 別途（p.39～41）

- ①使用場所の確認、②建物・施設設備の安全確認・点検 ⇒ 立合い／本部長・副本部長 2 名

2. 開設に当たっての状況判断

4 避難所／一斉・同時開設とは限らない

被害の程度・集中度、避難者の状況次第で、開設する避難所、および、その規模や準備作業に幾つかの違いが出てきます。4 避難所が“一律・一斉に開設”とは限りません。また避難者が続出した場合等では、行政指示が出る前でも、「当方から行政に、避難所の開設を求める必要がある」ケースも考えられます（本部長 ⇒ 行政に状況報告・開設要請）行政・学校が不在の時間帯や曜日などでの発災ケースも併せて、開設に当たっての状況判断は難しい局面が予想され、本部長は的確に判断します（夜間・深夜、土曜・日曜・祝日）

避難所開設のバリエーション（例）

■「香芝東中学校」or「真美ヶ丘東小学校」の先行開設

一時避難場所等の集まり具合によっては、4ヶ所同時開設ではなく、1～2ヶ所

先行集中型の開設 も考えられる。各所の状況を随時把握し行政と調整する。

■「被害集中地区」に対応した開設

被害が特定地域に集中した場合は、その地区に近い避難所を先行開設する。

■避難所4ヶ所「同時に開設」

＊全地区で甚大被害が生じ、「4ヶ所開設」の行政指示があった場合。

＊行政指示が出る前の段階でも、被害状況や多数の避難者が集ってきた場合など、

“4ヶ所開設の必要あり”と判断した場合には、行政と協議・開設を確認する。

＊状況によっては「当面、西小学校を先行開設 ⇒ 香芝高校は別途」の判断もある。

設営規模 状況に応じてコンパクト化 ⇒ 段階的な整備・拡充方法も念頭に置く。
⇒ p.42「体育館配置図」は、激甚災害で避難者が多数集合の場合のイメージ

緊急「待機」場所（暫定）

学校施設

季節・天候、時間帯によっては、避難所の開設前に多くの避難者が集まって来ること
も考えられますが、開設作業が終わるまでは、当面校庭等で待機となります。

状況によっては行政・学校と調整し、体育館の一部や特別教室・廊下等を、暫定的に
「緊急の待機場所」として使用する方法も検討の範囲に。

⇒ 本部長判断（建物の安全確認）

●その後の、受付開始などに混乱が生じないように、細心の注意と統制が必要です。

●集合した避難者には、設営作業ほかの応援・協力を積極的に呼びかけます。

3. 設営作業にむけて

- *「開設前の準備・設営作業」と「避難者受け入れ」の時間帯が初動期のピークです。
統括者・責任者の的確な判断と指示が求められます。
- *設営作業の全体統括は本部長、作業責任者は総務部長と施設管理部長が分担します。

総務部長	運営関係スペース の設営（管理・医療／総務・広報関連）、避難者対応
施設管理部長	避難者関係スペース の設営（居住・要援護者・共有スペース、屋外ほか）

■「要員確保」と「優先作業」・「適正配置」—— 本部長以下、三者で協議・判断

①要員確保 配置原則	・防災委員	東ブロック・北ブロック・一番街 ⇒ 真美ヶ丘東小学校
	・自治会関係団体	南ブロック・西ブロック ⇒ 香芝高等学校
	・集まった避難者	迷うことなく、積極的に設営作業の応援・協力を求める

- 東小学校が先行開設の場合は、香芝高校・配置要員も「東小学校」に戦力集中化する。

②作業の優先順位……最優先は体育館の **避難者・居住スペースの設営** と **受付態勢の整備**

③適正配置………要員が少人数の場合は、各部分担を外して「最優先事項」に集中する

■受け入れ態勢の整備（受付と避難者対応）

- *避難者居住スペースの設営を急ぎ、並行して **受付／受け入れ体制の整備** を整えます。

⇒ 待機中の「避難者対応」にも十全に目配りします。

⇒ ポイントは、集まった避難者の、“今の不安”を早期に取り除くこと。

—— 出来るだけ早く避難所の中に入って“気持ちの落ち着き”を取り戻すことです。

- 避難所設営の進捗状況を、適宜、一時避難場所に情報伝達します。

学校不在時の「開錠・校内立ち入り」ルール／事前に協議・確認

鍵

東小学校の「鍵」は 真美ヶ丘保管 —— 自治会館



- 夜間・休日等（学校不在時）の場合

自治会関係者が、学校関係者より先着した場合でも、
体育館の開錠は OK。体育館の作業を進めることは可能性です。

—— 香芝高等学校は、未確認 ——

東中「鍵」／瓦口保管

西小「鍵」／西真美保管

香芝高校「鍵」／未預かり

2. 学校との確認・打ち合わせ

- 設営前の「学校との確認事項」は2点 —— ①建物・施設設備の安全確認・点検
②使用場所等の再確認（変更の有無・確認）
- 学校の「施設・設備所状況」—— 資料3／学校情報・施設設備の状況 p.130

① 建物・施設設備の安全確認・点検

*原則／応急危険度判定士・行政・学校・自治会の立ち合いで「建物等の安全確認」を行います。
応急危険度判定士が不在の場合は自治会・行政・学校の三者で。また行政・学校不在の場合は自治会単独で「暫定的な安全確認」を進めます ⇒ 立ち合い／本部長・副本部長 2名（代行もOK）

●判定士不在の場合は、後日あらためて、判定士による「安全確認」を行います。

⇒ 可能な限り、応急危険度判定士を確保し、安全確認を進めます（真美ヶ丘在住者／6名）

1. 建物と周辺の確認 —— 1つでも「×」があれば 危険／施設は使用しない！

●行政対策本部に連絡、指示を待つ

- ①火災の発生
- ②建物の浸水
- ③建物全体の沈下
- ④ガス漏れ

夜間・電源断の場合

確認点検を明け方まで待つことも選択肢の一つ。

2. 建物の確認 —— 「建物被災状況・チェックシート」 様式3 (p.98)

- 基本は、応急危険度判定士の「危険度 判定調査」です。
- 判定結果

- C判定「使用可」の場合のみ、避難所設営の準備作業に移る
- A判定「危険」or B判定「要注意」の場合は「避難所使用／不可」

- *「判定結果」は、いずれの場合も行政対策本部に報告します。
- *「A判定・B判定（使用不可）」の場合は、行政の調整・指示を待ちます。
⇒ 屋外避難テントの設置、真美ヶ丘の他の避難所へ移動のケースも考えられます。
- *関係者・暫定チェックの場合は、応急危険度判定士の正式調査を行政に要請します。
⇒ 判定士の派遣確定の状況次第では“数日後に実施”のケースも出てきます。

3. 施設・設備の確認

設 備	確 認 項 目	使用不可能な場合の対応
電 気	☐ 電灯はつくか ☐ 電気器具から異音・異臭はないか	☐ 発電機・照明機器などの設置 ☐ 異常のある器具は使用しない
ガ ス	☐ ガス臭くないか ☐ ガス器具に損傷はないか	☐ ガス栓を閉め、窓を開ける ☐ ガス・電気・火は使用しない
水 道	☐ 水は流れるか ☐ 濁りや異臭はないか ☐ 漏水していないか	☐ 飲料水の備蓄はあるか ☐ 井戸やプールなど生活用水はあるか その他、利用できる水はあるか
電 話	☐ 通話できるか ☐ FAX およびメールは使えるか ☐ インターネットはつながるか	☐ 他の伝達手段を確保 (携帯電話・自転車・バイク) ☐ 行政に通信手段を要請(防災無線など)
放 送	☐ 放送設備は使えるか	☐ 拡声器・メガホンなどを利用
トイレ	☐ 室内は安全か(落下物などの危険) ☐ 便器は使用可能か(破損など) ☐ 下水は流れるか ☐ 水(上水)は出るか	☐ 井戸・プール水の汲み置き(排水) ⇒トイレトーパー使用は詰まる原因 ☐ 使用禁止/災害用トイレを設置する

電話の確保

電話の確保は、運営上の大きなポイントです

- 学校電話・FAX 確認 ――「OK」借用/「断」なら復旧待ち
- 「OK・断」に関わらず「臨時電話の架設」を行政に要請
―― 臨時電話は対策本部に設置

■避難所配備の備蓄品 (2018.11 現在)

	収容人数	毛布	マット	おむつ	水	ごはん	パン缶	マンホールトイレ
東小学校	294	20	76	324	96	100	48	3基
西小学校	352	20	76	324	96	100	48	4基
東中学校	703	250	80	80	96	100	48	8基
香芝高校	654	30	30	472	96	100	48	

■香芝東中学校 ……非常用貯水槽/飲料水 150 トン (約 5,000 人分×3日間)

② 使用場所等の確認 ……「事前確認」の“変更の有無”を再確認

＊平常時、事前に学校側と「使用可能な施設の範囲・用途」を協議・確認しておきます。

⇒ 以下、1～4の確認は、双方の担当者が交替しても引き続き「確認継続事項」とします。

＊当日は **変更の“有無”を再確認** するだけで、直ちに設営作業に移ります。

資料3「学校／施設設備の状況」(p.130)

●ただし **危険個所の指定・確認** は必ず行います（立ち合い／本部長・副本部長）

1. 「使用可能な場所」の指定・確認 ————— 様式4 (p.101)

＊事前に、避難者用スペースとして「使用できる場所」と「使用順序」を確認します。

2. 「立ち入り禁止場所」の指定・確認 ————— 様式5 (p.102)

●事前確認／「使用不可の場所」指定……立ち入り制限・占有禁止の場所

●当日確認／「立ち入り禁止区域」の指定・確認……危険・要注意の場所

指定区分	具体的な場所例	理 由
立ち入り禁止	「危険・要注意」と判定した場所	二次災害の防止
立ち入り制限 (使用不可)	校長室・職員室・事務室など	本来業務の拠点・個人情報
	理科実験室・工作室など	危険薬品・設備
	保健室・放送室・会議室・調理室 給湯室・倉庫など	避難所運営に使用
占有禁止	玄関・廊下・通路・階段など	共有空間、避難経路の確保

■該当の出入口は **ロープ封鎖** または「立ち入り禁止」の **貼り紙を掲示** します。

3. 「運営上必要な場所」の指定・確認 ————— 様式6 (p.103)

＊事前に、運営に必要な場所、特定使用の場所を確認します。

⇒ 開設時に最低限必要な場所は「どの部屋・どの場所を、どう使うか」予め決めておく (p.42)

4. 借用備品と保管場所・数量の確認

＊事前に、借用備品・電子機器のリストアップと保管場所・数量確認 ⇒ 当日追加あり

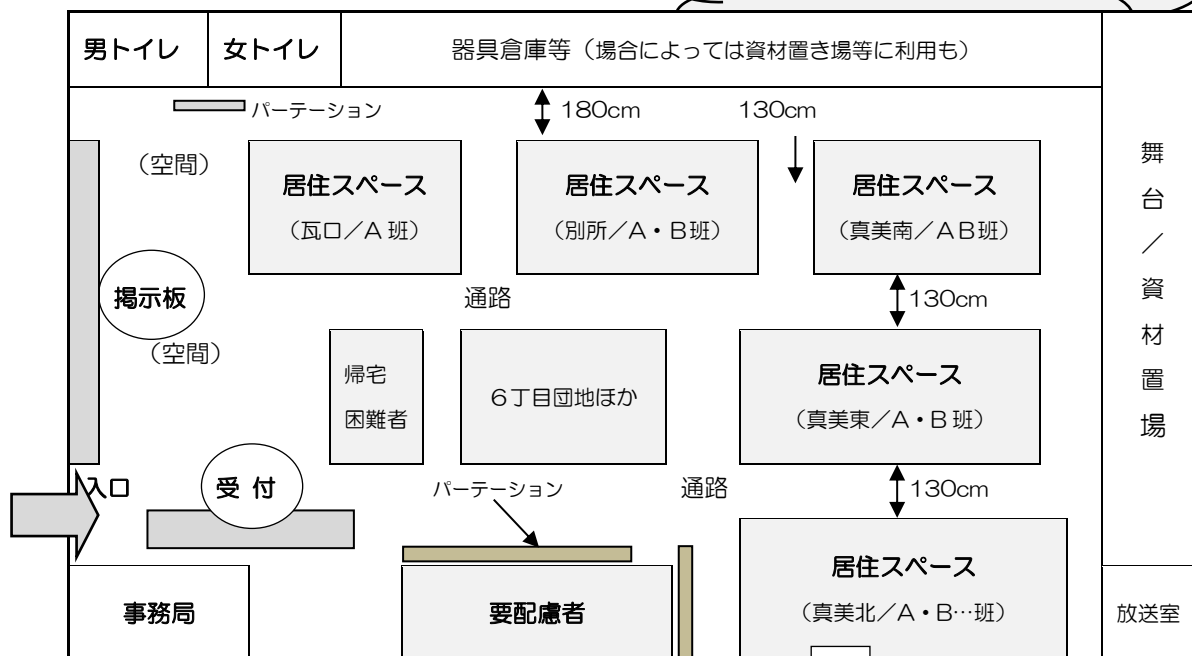
5. 学校からの「注意事項」等

＊事前の聞き取り、さらに当日の聞き取り事項 ⇒ 関係者・避難者に伝達

1. 避難所の設営

1. 体育館レイアウト 事例

激甚災害時のイメージ



避難者数等、状況に併せてコンパクト化に努めます

体育館・配置図を
事前に作成する

- 体育館を事前に下見して状況を確認し、居住スペースの配置・割り当て図面を予め作っておく ⇒ 総務部・施設管理部
- 当日現場では、避難者数の状況に応じて居住区細部の配置割りを修正するなど、柔軟に調整・対応／コンパクト化を考える。

■開設時 最低限必要な場所の設営

様式6/p.103 参照

居住スペース	体育館ほか（電源確保・土足厳禁）、要援護者室（可能であれば独立部屋）
医療・育児	救護室（保健室ほか）・休養室 *育児関連／授乳室・おむつ交換場所
生活環境	マンホールトイレ・要援護者用トイレ、更衣室・物資保管スペース
運営関係	対策本部・受付・情報コーナー、駐車スペース（車中泊者用、一般車両用）

●その他の場所設営は開設後でも OK（休憩所・ゴミ置き場・ペット飼育場・喫煙場所など）

2. 設営作業の流れ

■最優先の作業は、体育館「避難者居住スペース」の設営です

作業に当れる要員は、集合した自治会関係者しかいません。
集まって来た避難者にも協力を求め、全員で作業を進めます。

① 避難者の安全確保

＊施設の安全確認が終るまで、
避難者は校庭等の安全な場所で待機

●避難者に、設営協力の呼びかけ

② 避難所建物の安全確認

＊建物の安全確認
＊建物、柱の状態などの危険度判定
—— 応急危険度判定士の判定

③ 設備等の安全確認

＊ガス漏れ・電気・水道の状況確認
●水漏れ・ガス漏れ発生の設備は
元栓を締め使用禁止
●トイレは原則一旦使用禁止
配管破損の有無を確認後、使用

●チェックポイント

- ・隣接建物・周辺の破壊による危険度
- ・地盤沈下による建物全体の沈下
- ・不等沈下による建物全体の傾斜
- ・柱／ひび割れ、コンクリート剥離
- ・窓枠・窓ガラスの被害

④ 設備・通信機器の点検

＊電気・ガス・水道等の点検、使用可否
＊放送設備の点検、使用可否
＊電話・パソコンなどの点検、使用可否
●避難所外への情報伝達手段の確保

⑤ 使用可能な場所の指定

＊避難所として使用可能な場所の確認
＊使用場所の指定
居住スペース、医療介護、育児保育
食料物資置き場、運営関係ほか

⑦ 設営作業

避難所・設営作業／開始

⑥ 立ち入り禁止場所の指定

＊管理業務等の部屋（職員室・保健室）
特別室（給食調理・理科室など）
＊その他の危険な場所 ⇒ ロープ・貼紙

これだけは チェック

避難所の環境整備

- *養生シート……当面の生活の場、時間的・要員の可能な場合は敷設する **土足厳禁**
—— シート敷設の必要性は、学校判断／相談（事前の確認必須事項）
- *割り付け……配置図を元に必要なスペースを順次割り振り、範囲を明示する（テープ等）
- *通路の確保……車イスが通れるよう「最低幅130cm以上の通路」を随所に設ける。
- *居住スペース…地区別・〇丁目別など、地域ごとにスペース割り（地域でまとめる／表示）
- *要配慮者スペース……入口近く・広い通路・パーテーション（できれば別棟・個室を確保）
- *空間と余裕……混雑する「入口・受付周辺」「掲示板周辺」には余裕・空間を確保する。
- *電源の確保……電源容量・コンセント位置の確認（電源不足の場合は非常用発電機等の準備）
- *館内トイレ……パーテーション目隠しなどで、利用しやすいように工夫する。
- *段差解消……出入口等に、スロープ等の設置、または **段差注意！** の表示。
- *帰宅困難者……必要に応じて、一時的な避難スペースの確保を考慮する。
- *雨天・寒暖対策……季節と天候に合わせた環境整備を工夫する（必要器具等の手配／行政）
- *畳 5,000 枚……香芝市災害応援協定で、発災 5 日後には業者から納入可能の予定。
- *数日後、行政から「段ボールベッド・間仕切り衝立」の支給あり（数量不明・使い方検討）
- *グラウンド —— 避難テント・仮設トイレ、炊き出し、車での避難者対応などに区分け。
⇒ 車中泊者車両と一般車両、駐車位置を区分け・明示して、無法駐車を防ぐ
- *正門等に、立て看板設置 ⇒ 「真美ヶ丘 指定避難所〇〇小学校」

仮設

マンホールトイレ（各避難所）、応急用貯水槽（東中学校）

—— ライフライン全面断／避難所開設に至らなくても仮設する場合があります。

要配慮者 対応

設営中に集まって来た“要配慮者・負傷者”対応が並行します。

時間的・距離的に、緊急避難場所（自治会館）に移動するよりも避難所待機の方が良い場合には、当該者の待機場所・方法や当座の応急処置などを適切に判断し、臨機応変に対応します ⇒ 後述／受付体制・方法も含めて最良の判断を

参 考

■1人あたりに必要な最低面積の目安（居住スペース）

●緊急対応	1人・2㎡	●就寝することができる程度の占有面積
避難生活の長期化	1人・3㎡	荷物置き場を含めて、就寝可能な占有面積

■避難所体育館のフロア面積

真美ヶ丘東小学校	486㎡	香芝東中学校	1,161㎡
真美ヶ丘西小学校	582㎡	香芝高等学校	1,080㎡

ポイント ①

避難所が開設しなければ、何も始まりません！

●最優先の作業は、体育館「避難者居住スペース」の設営

＊出来るだけ早く避難所に入りたい避難者の、“今の不安”を取り除き、気持ちの落ち着きを取り戻すことに努めます。その他の作業は、多少遅延しても構いません。

●避難所の「設営規模と形態」は“さまざま”

＊体育館レイアウト（p.42）は、激甚災害で多数の避難者が出た場合の配置図／例です。
地震規模と被害の程度、また避難者数等の状況に併せて、コンパクト化に努めます。

- ⇒「運営上必要な場所」を体育館内に設けて一体化するなど、効率的な運営を考える。
- ⇒ 当面は細かい地区割りをせず、居住スペースを数ヶ所に大きく設けて流れを見守る。
- ⇒ 養生シートは使用せず、ブルーシート等で居住スペース区分を標示する、など。

＊とりあえず避難して、「落ち着ける場所の確保と提供」が主命題の考え方で、一定時間の経過後、態勢の再整備・拡充の必要等が出てくれば、その都度の見直しも OK です。

ポイント ②

「設営作業」と「避難者対応」が一気に集中

●設営作業の段階で多くの避難者が集ってきて、設営と避難者対応が一気に集中することも考えられます。避難者有志に、設営作業や避難者対応への応援・協力を求めます。

- ⇒ 要配慮者・負傷者の対応や、発生時間帯・天候等によっては、学校施設の一部を急ぎ「緊急待機場所」として使用するなど、混乱防止と整理対応に努めます（p.37・44）

居住スペース 最終図面

居住スペースの最終図面は、“地区別・入居可能人数（1人2㎡程度）”を割り出し・記入して、受付担当・誘導担当の責任者に渡します。

- ⇒ 図面・入居可能人数は、当面、略図・概算人数で可（後刻・調整）

避難者と運営要員の“安全確保”

余震に備える！

作業中の余震発生

- 担当者の安全確保／余震情報 ⇒ 作業中止・再開判断（本部長）

入所後の余震発生

- ＊場内がパニックに陥る危険性があり、スタッフ全員で混乱と事故防止を。
- ＊施設等の安全確認を各対策部に指示。
避難者には「点検中。係員の指示に従い落ち着いて行動を…」の呼びかけ。
- ＊危険な場合は、安全な場所・グラウンド等に **一時退避** を指示・誘導する。
⇒ 避難所運営に支障が生じ、その対応が必要になってくることもある。

- 必要に応じて「建物被災状況チェックシート」で再チェック（様式3／p.98）

1. 避難所開設 避難者の受け入れ

●避難者数の把握は『避難所運営の根幹』—— 食事等の支援は **避難者数が基準** です。

⇒「避難者登録名簿」の記入・提出には、必ず全員に協力を求めます。

●登録は **世帯単位** —— 地区別（〇丁目等）に最新の避難者数を正確・迅速に把握します。

⇒ 屋外避難者（テント避難者・車中泊者）、避難所以外の場所での在宅避難者も把握します。

1. 初動／受付体制の確認 ————— 総務部長判断 —————

* 初動時の受付窓口は、①配慮が必要な人、②地区別（または〇丁目）に分けます。

⇒ 避難者数の現状・増加等を勘案して、「地区別」をさらに細かく「〇丁目別」等が必要かどうか。また、配慮が必要な人の受付・誘導体制・受付方法も最良の途を適宜判断します。

⇒ 登録者人数が多い時間帯は、受付窓口を複数箇所・設置して複数名が同時記入できるよう、効率的でスムーズな対応を心がけ、混雑・混乱を防ぎます。

* 受付要員の人数特定はできませんが、十分な体制を確保します（他部の応援も含めて）

* 「〇〇地区受付」等の表示・掲出、筆記用具や受付に必要な様式等の準備、確認。

体制／受付開始の前に… ————— 混乱・混雑の回避

場外整理 初動・混雑時 **一般避難者**／地区別等にグループ化し、受付注意事項を伝えます。

⇒ グループ化した方が、受付手順と居住スペース配置には、“より” 効率的。

・人数が少ない場合 ⇒ それぞれの受付窓口へ誘導・順番に並びます。

・人数が多い場合 ⇒ 混乱のないよう、グループ別に仕切って順次誘導します。

要援護者 要援護者スペースの設置場所が、体育館か独立部屋かに関わらず、場外整理・受付場所・受付手順等は、その場に応じた最良の対応を考えます。

⇒ 要援護者に一番良い方法、そして運営側にとって効率的な方法（総務部長判断）

要員配置 受付担当のほか、整理・誘導担当（場外・場内）の必要人数を配置します。

注意事項

* 受付窓口は「要配慮者」「地区単位別（または〇丁目）」に設けています。

—— それぞれグループ別に集合。順次、受付に案内します。

* 受付では **避難者登録名簿** を記入・提出していただきます。

分からないところは係員に聞いてください。係員が「代筆」もします。

* 受付が終わったら、「地区別」の所定場所に係員が案内します。

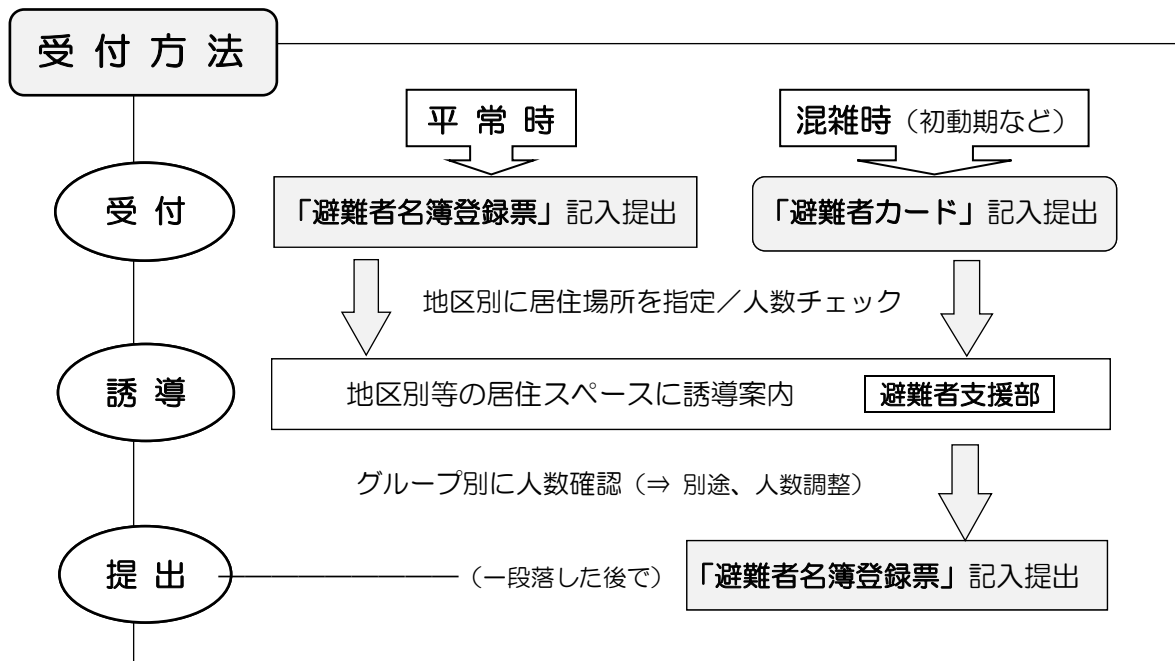
慌てないで、ゆっくり、係員の指示に従って行動してください。

●混雑時／簡単な **避難者カード** 記入 ⇒ 一段落後「避難者登録名簿」

呼びかけ

2. 避難者の受け入れ

マニュアル／総務部 参照



* 通常は「避難者名簿登録票」の記入受付ですが、混雑時には簡略な「避難者カード」の記入で、後刻「登録票」の再提出・対応もOKです ⇒ **総務部長判断**

避難者名簿登録票／様式7 (p.105) 避難者カード／様式8 (p.108)

* 居住スペースは、当面「暫定」となる場合もあります（班の編成／p.50）

⇒ 班人数に極端なアンバランスが生じた場合、一段落後、必要に応じて調整します。

初動／受付のポイント

「口頭伝達・確認」事項 (p.48)

平常時（受付人数が少ない） ⇒ **避難者名簿登録票①** 記入 ⇒ 居住スペース指定 ⇒ 案内誘導

* 要援護者は「受付」だけ先に済ませて、裏面「登録票②」の聞き取り記入は後刻・別途でもOK

混雑時（受付人数が多い） ⇒ 簡単な **避難者カード** 記入 ⇒ 居住スペース指定 ⇒ 案内誘導

* 暫定的な居住スペース指定の場合も出てくるが、精神的な落ち着きの回復を優先する。

一段落した後、「避難者名簿登録票」の記入提出を改めて要請（班・再編成後でもOK）

● 以上の「段取り判断」は、総務部長が行います。

● 予め受領した「体育館・居住スペース最終図面（地区別・収容可能人数／p.45）」を元に、グループごとの「割り当て人数」を把握・チェックし、混乱のないように進めます。

⇒ 総務部・名簿班／ **受付統括・チェック担当者を配置** 進行状況の目配り・業務力バー

● 余裕があれば「被害状況・道路状況・災害関連情報」を聞き取ります。

現場状況（受付要員体制や避難者数等）で、よりベターな方法があれば柔軟に対応します

混乱を防ぐために

混雑時（初動時）の受付

- 避難者カード・避難者登録票は、**今、避難所に入る人だけ** を記入する。
 - *「避難所内の配置図・体育館居住スペース」 **最終図面** は必ず受付に渡す。
 - *体育館居住スペースには、「地区別・班別」等の **標示** を貼り出す。
 - *避難者が多い場合は、予め場外で「地区別グループ分け」し、誘導する。
 - *複数人が同時に記入できるよう、受付に机・イス、筆記用具等を準備する。
 - *混雑時は「避難者カード」での受付対応を考慮する ⇒ **総務部長判断**
- 地区別受付人数等の集計チェック者の配置 —— **総務部** が担当
質問・問い合わせ等の全般対応者の配置 —— **総務部** が担当
避難者および要配慮者の案内・誘導 —— **避難者支援部** が担当

受付には、全体の状況把握・統括・指示する責任者が必ずスタンバイする

■受付・登録時の確認チェック

□頭伝達・確認事項

- *安否確認の問い合わせ対応で、「名前等の公開可否」の記入チェック
- *避難所運営への「協力の可否」のチェック ⇒ OK者には別途・個別連絡
- *退所の時は、「受付に申し出、必ず **退所届を提出**」するよう伝える
- *高齢者、障害者、難病・アレルギー疾患・その他の慢性疾患患者、妊産婦・乳幼児、子ども、外国人など、避難生活で特に配慮を要することがあるか。

■こんな時は…

（開設に当たっての状況判断／p.37）

- *雨天時、極寒時などでグランド待機が困難な場合は、学校側と相談のうえ、建物の安全確認後、一時的な緊急「待機」場所として、
 - ①校舎内（廊下・玄関・靴脱ぎ場等）、②体育館内の壁面沿い一列
 - ③その他の場所等を考慮することも念頭に置きます —— **本部長判断**
 - ⇒ とくに、要配慮者・負傷者の待機対応には万全を期します。
 - ⇒ 後刻、受付開始などの対応に混乱が生じないように努めます。
- *体育館を準備・設営したが、結果的に避難者が20人未満というケースもある。
この場合は行政に一報を入れて、調整・指示を待ちます。
 - ⇒ そのまま継続（体育館 or 他の部屋）、他の避難所との統合・移動など
- *その他、突発的な事態発生には本部長判断で適切に対応します。

2. 避難所内の割り当て・班編成

- 避難者登録（受付）が終わった人を、地区別の居住スペースに案内・誘導します。
一段落後、人数の確認・調整をして「班編成」を行い、「班長」を選出します。

1. 避難所内の割り当て・誘導

総務部・避難者支援部

一般避難者

- ・大勢の避難者が一緒に、安心して過ごせる体育館を優先する
- ・地区別／顔見知りの人 10 世帯・20 人程度で1つの「班」を作る
- ・占有面積は「一人／1.6㎡～2㎡」程度（たたみ1畳分／見当）

要援護者

- ・できる限り独立部屋を確保する（1階／多目的室、和室など）
- ・確保できない場合は、体育館の出入り口に近い場所を確保する
⇒ 広い通路幅・パーテーションで囲うなど、空間の仕切りに配慮する
- ・本人や付き添い者の意向を聞いて、“環境の良い専門施設”等へ移送できる方途を探る ⇒ 福祉避難所 [参考資料①（p.139）](#)

*「体育館／居住スペース最終配置図」は受付係と案内誘導係に必ず伝え、受付「地区別割り当て作業」と「案内誘導」に齟齬が生じないようにします。

*避難者が収容オーバーしそうな場合 ― 予め行政対策本部に連絡し、指示を受けます。

- ①施設内対応……他の部屋確保、グラウンドに避難者テント設営（学校と連絡・確認）
- ②他の避難所……行政の調整・指示を待って、別の避難所に回ってもらうよう案内

「避難所ルール」の周知

[避難所の使用ルール／p.52](#)

避難所生活は日常とは違って、不便で窮屈な共同生活を強いられます。
お互いが少しでも過ごしやすいするために、総務部で「避難所のルール」を作成し、避難者に周知します ⇒ 掲示または配付
共有スペースの清掃などは「班・当番制」で進めます。

2. 避難者の「班」編成

総務部担当

班の編成

- * 便宜的に、「居住スペース」を地区別等の単位で「班編成」します（初動時は暫定班の場合もあります）
- * 受付で「地区別」等に振り分けした居住スペース（班）に案内します。
- * 車中泊者・テント避難者も同様に「班」編成します（私設テントも含む）
- * 一両日中には一定の「班編成」を終え、代表（班長）を決めます。

■「班」の作り方

- * 居住地域などをベースに、できるだけ顔見知りの方が集まれるよう配慮します。
- * 1つの「班」は、**10世帯（20人）程度を目安**に分けます。
- * “高齢者だけ”になるような「班編成」は避けます。
- * 要援護者グループは、付き添い者等で別途班編成し、代表者を選出します。
- * 帰宅困難者は、地域住民とは別の「暫定班」を作ります（班長は当面不要）

- ⇒ 食料・水・物資等は「班」単位配布のため、常に班内の人数を把握します。
- ⇒ 毎回、食事の必要数をまとめて、所定時間までに食料物資部に報告します。

■「班」の組み換え・再編成

- * 時間の経過と人数状況の変動により、「班の再編成」を行うことがあります。
- * 再編成に伴って、居住スペースを移動する場合があります。
 - ① 初動時………避難者数が不確定のため、暫定的な「居住区」割り当てによるアンバランスを調整するケース
 - ② 展開期以降………退所などにより、避難者が極端に減ってくるケース
- * 再編成の「計画作成と移動実施」は総務部が担当します（協力／避難者支援部）

3. 班長（代表）の選出

総務部担当

- * 居住班ごとに、相互の話し合いで班長を選出します。
 - ⇒ 全班長の中から数名が対策本部役員に参加する場合があります（人数等は本部長判断）
- * 特定の人に負担が集中しないよう話し合いで定期的に交代するなど、円満な「班・組織」の継続に努めます（交代時には引き継ぎを行います）
- * 班を“再編成”した時は、あらためて「班長」を選出します（継続也可）

■班長の役割

- * 班の人数確認、要望・意見等をまとめて総務部に報告します。
- * 班の「食事必要数」をまとめて、所定時間までに食料物資部に報告。
- * 災害情報や本部伝達事項等を、班内の全員に伝達します。
- * 班単位で支給される食料や物資等を受領し、班内に配布します。
- * 班内／居住スペースの清掃と環境の維持整備、秩序維持に努めます。
- * 避難所運営協力者の確保・選出に協力します（適宜交代）

■当番制の仕事

- * 「班」当番制で、共有スペースの清掃、見回り、炊き出し、生活用水確保等の作業を行います ⇒ その他の必要な作業も当番制で行います。

避難所「救護所」

病傷者・負傷者等の状況によって、香芝東中学校に **救護所** が設置されます。医療専門スタッフが常駐（軽症者の処置が中心）して、重症患者等のトリアージ ⇒ 病院搬送も期待できるので、該当する避難者には救護所での検診・問診を勧めます。

- 香芝市保健センター・香芝中・香芝西中・香芝北中にも救護所設置

給水車・給水タンク

断水時には各避難所に“給水タンク”が設置され、給水車が巡回補水します（設置および給水車の補水は状況判断で実施）

- 香芝市・給水タンク 15 基保有（1 トン／1000 ㍓）
- 香芝市給水車 1 台保有（2 トン／2000 ㍓、1 人 3 ㍓・660 人分）
⇒ 2019 年度、新たに 1 台購入配備の予定

■避難者受け入れ終了後、一段落した後で

避難者 説明会

1 回目の「避難者説明会」を開きます。
—— 避難所運営・共同生活全般についてのガイダンスです。
⇒ 避難所使用ルール（p.52）

- 総務部長／説明（ルール・班長選出ほか、必要最小限の事項を簡潔に説明）
 - ⇒ 細部説明は、今後、そのつど総務部長または関係部長が説明
 - ⇒ 各対策部長は説明会に出席し、多岐にわたる質問に対応
 - ⇒ 必要であれば、以後毎日定時に「連絡時間の設定」を検討（各避難所で判断）
 - ⇒ 要望・提案は趣旨をよく聞いて、対策会議で検討するなど柔軟に対応
- 「避難者カード」受付者には、「避難者名簿登録票」の記入提出を要請します。

在宅避難者 の把握

避難所以外の場所に滞在する人（在宅避難者）を把握します。

第2部・第5章／その後の対応（p.53）

真美ヶ丘東小学校避難所の利用ルール

日常とは違って、避難所生活は不便で窮屈な共同生活を強いられます。お互い少しでも過ごしやすくするために「避難所の利用ルール」を設けます。ご協力をお願いします。

1. 避難所は、避難所災害対策本部および避難者が主体となって運営します。
2. 避難所は、電気・水道などライフラインが復旧する頃をメドに閉鎖します。
3. 避難者は「世帯（家族）単位」で名簿登録し、12名程度で「班」編成をします。
—— 避難所を退所する時は、必ず「退出届」を受付に出してください。
4. 利用する場所や部屋を移動していただく場合があります（人数の増減⇒班の再編成）
5. 職員室・保健室など、施設管理や避難者全員のために必要な部屋には、避難することはできません。「立ち入り禁止・使用禁止」等の指示には必ず従ってください。
6. 新型コロナ感染防止対策のため、発熱者等が出た場合は別部屋（西側校舎1階）に隔離避難するとともに、校内の一部で「動線を遮断」します。また、発熱長期化・高熱発症者等が出た場合は香芝市役所に一報のうえ、その指示に従うこととします
7. 新型コロナ感染防止のため、避難所内では「マスク着用の厳守」「手洗い・うがい」朝夕2回「体温検温」など、日々の健康状態の自己管理に努めてください。
—— 体温計は受付に常備しています（避難所内の感染防止対策／裏面）
—— 発熱・体調不良を感じたときは、対策本部（受付）までご連絡ください。
8. 食料・物資は、原則として全員に提供できるようになってから配布します。
—— 不足する場合は、子ども・妊産婦・高齢者・障害者の方を優先します。
—— 食料等の受け取りは、原則／個人単位とします（受け渡し場所／渡り廊下）
9. 居住スペース内の整理整頓・清掃は、日々、各人ですすめてください。
また、通路など共有スペースの清掃、および衛生環境の維持にご協力ください。
10. トイレの清掃は、朝〇〇時と午後〇〇時、避難所利用者が交代で行います。
—— 班ごとの「当番制」とします。ご協力ください —— 当番表／別途掲示
11. 建物内および体育館内は「土足厳禁」です。脱いだ靴は自分で保管します。

* 消灯は午後〇時です。

—— 安全のため必要な場所は点灯

* 館内放送は午後〇〇時で終了します。

* 受信電話の呼び出しは行いません。

* 所定の場所以外は「禁煙」です。

* 避難所内での飲酒は禁止します。

* ペット類は指定場所に移動願います。

避難所の運営要員は人手不足です。

運営にご協力いただける方は、
受付までご連絡ください。

真美ヶ丘東小学校避難所
災害対策本部

1. 展開期／その後の対応

- 「班編成・班長選出」が終わって、ひとまず避難者が落ち着きを取り戻した頃から避難所運営は「展開期」に入ります。引き続き第3部「対策部の活動」を継続します。
 - ⇒ 避難所運営の仕組みや規則を整え、共同生活の中で日常性を回復していく時期です。避難所を利用する人たちが運営参加できる体制と、業務の実施に向かいます。

1. 被災状況の確認（調査主体・取りまとめ／総務部、協力／避難者支援部、保健衛生部 p.60）

- *自治会区域内・全世帯・各班（非会員を含む）「安否と被害状況」の確認、取り纏めを行います。
様式1／班内・被災状況調査表（p.96）
- *班長が作業不可能な場合は各班・有志に応援・協力を求めます。また必要に応じ本部要員も各対策部の業務状況に照らして「応援チーム体制」を検討します。
- *作業は困難を極めます。確認・取りまとめは“可能な範囲”での作業とします。
 - ⇒ 事業所（小売店等を含む）等の建物被害状況も、可能な範囲で確認します。

2. 「在宅避難者」の把握と対応 ― 総務部対応（協力／避難者支援部）

- 被災状況の確認に併せて「在宅避難者」を把握します。
 - ⇒ 行政と連携して在宅避難者への生活物資の配布・情報提供などを行う。
 - ⇒ 真美ヶ丘は在宅避難が多いと推定されるため、必要に応じて支援窓口を開設する。

在宅避難者

家屋等に相当の被害を被っても様々な事情で避難所には入らず、自宅で避難生活を送り避難所と同等の支援を待つ世帯（食料等の要支援）
⇒ 様式7で、避難所避難者とは別枠に把握し「食料配給」の準備

（在宅避難者が避難所まで受け取りに来ます）

無事在宅者

生命の危険および家屋等に大きな損傷もなく、家族の安全を確保して、そのまま自宅に留まっている世帯（食料等も自活可能）

3. 香芝市 災害対策本部への報告 ― 行政担当者（不在時は総務部長が代行）

- *必要な支援を受けるため「避難所状況報告書」を作成し、FAXなどで報告します。

⇒ 初動期／3回、2日目以降は1日1回 避難所状況報告書／様式9・10（p.109・110）

- 第1報／開設後1時間程度
- 第2報／3時間後
- 第3報／6時間後程度
- 第4報 以降／「避難所状況報告書（様式10）」で1日1回／毎朝9時報告

2. 安定期の業務対応

- 避難所運営の仕組みやルールが定着し、避難所生活にも落ち着きに戻る時期です。
被災者の要望・求める情報が多様化・高度化し、柔軟な対応が必要になります。

⇒ 自宅や公営住宅等への移動で避難者が減少し始める時期。運営体制を再構築します。

⇒ 避難生活の長期化で、心や身体の抵抗力が低下する時期でもあり注意が必要です。

⇒ 状況によっては、避難所撤収のための準備を考える時期に入ります。

1. 業務体制の継続（および再構築）

基本的には、第3部「対策部の活動マニュアル」に沿って業務を進めます。

■安定期に注意するポイント

主 な 内 容		担 当 部
長期化／利用者ニーズの 変化に伴う対応	* 避難者支援情報、生活再建情報の提供	情報広報部
	* 各種相談窓口の設置・調整	総務部
	* 長期化に伴う必要物資の確保	食料物資部
	* 秩序維持の継続	施設管理部
利用者と運営者の 身体と心のケア	* 衛生管理の強化（屋外避難者も含む）	保健衛生部
	* “こころのケア” 対策強化	
	* 運営側の健康管理	
	* 福祉避難所・医療機関等への移送	支援救護部
	* 生活場所の整理、プライバシー確保	施設管理部
利用者の減少に伴う 運営体制の見直し	* 運営体制の見直し	総務部
	* 生活ルールの見直し	総務部
	* 配置転換・見回り場所の見直し	施設管理部

- 避難所開設から7日以内に閉鎖する見込みが立たない場合は行政対策本部に連絡する

2. 避難所の「集約・統合・閉鎖」の準備

- * 行政対策本部から、避難所の集約・統合・撤収に関する情報・指示があった場合は、各対策部とも撤収期にむけた準備に取りかかります。

3. 撤収期の業務対応

- 電気・ガス・水道などのライフライン機能の復旧により、地域の本来の生活再開が出来るようになる時期です。

住居を失くした人は、生活環境が整った応急仮設住宅など「長期受け入れ施設」に移転し、避難所を段階的に統合・閉鎖することで、学校の授業再開への準備をします。

1. 避難所の統合・閉鎖に向けた準備

＊ライフラインの復旧状況を見ながら、避難所の縮小・統廃合の時期・閉鎖後の対応などを、行政対策本部と協議します。

＊統合する場合は、移動日時・荷物搬送（車両・人員確保）等を行政対策本部と協議します。

2. 統合・閉鎖に向けた「説明会」の開催

＊統合・閉鎖が決定した時点で、行政が「避難者説明会」を開催して避難者全員に伝え、了解を得ます。説明会の開催に協力します（総務部・情報広報部・各対策部）

＊説明会の開催は、情報掲示板や班長を通じて、避難者全員に事前に伝えます。

＊説明会の内容は、参加できなかった人にも確実に伝わるよう周知に努めます。

3. 避難所の閉鎖準備

＊各対策部・避難所利用者・行政・施設管理者は協力して、学校全体の清掃や備品の返却など、原状回復への整理整頓を行います。

4. 避難所の閉鎖 ———— 避難所対策本部は、避難所閉鎖の日に解散します。

震災／活動記録の作成

——— できるだけ早い時期にまとめます

＊統合・閉鎖にあたり、本部・各対策部は「運営管理に関する情報・書類」等を整理・集約し、当面保管して、自治会「震災の記録」を作成します。

情報・書類等の最終的な処分は、行政対策本部の指示に従います。

以下、避難者受け入れ後の「避難所対応・運営業務」は、
第3部「避難所運営マニュアル／対策部の活動」に記します。

まとめ

災害対策活動 班長の役割・対応

「班長の役割」—— 災害対策では、①班内のまとめ役・リーダーとして、また災害時には、②防災委員として地域の救援活動にご協力をお願いします（議案書 p.25）

災害時には、「班内の対応と、災害対策本部の業務」が並行します。

どちらが優先するとは言いきれません。また様々な理由で、両方とも対応不可能という状況も考えられます。それだけに日頃の近隣関係の中で「班内の共助」—— 対応と業務、またはその一部を代行・分担してもらえる班内有志への“声かけ・同意”が望まれます。

防災対策の基本は **自助** —— 「自分の身は自分で守る」ことですが、限界があります。

また当然のことながら、班長・防災委員が、全てのことが出来るわけでもありません。

しかし、出来る範囲のことはお互いの **共助** —— “支援・協力・共同” で、少しでも被害の拡大を防ぎ、相互に救援活動を進めていきます。

班長自身が動くところ。もう一方で、班長がリーダーになって班内の人達に動いてもらう、支援・協力してもらうところ。

——— これが自治会・自主防災組織の「共助」であり、班長に期待するところです。

平 常 時	災 害 時
■班長・防災委員として 班内防災意識の周知・啓発 ●自助意識と共助意識 —— *わが家の安全対策・非常持ち出し品 *非常事態発生時の自分と家族の行動 *避難はまず一時避難場所へ *班内連絡網・体制の整備 など	■班長・防災委員として 班内の安否確認・被害状況の確認 *一時避難場所対応 —— 統率・安否確認・被害状況確認 —— 共助／救出救護・初期消火 *「班内安否確認・被害状況」調査
■自主防災委員会 対策部員として 大規模災害に備える予防活動 ●自主防災組織・平常時の活動 *各対策部の活動項目 *防災意識の普及・啓発 *自主防災訓練の実施と参加勧奨 など (p.13 参照)	■自主防災委員会 対策部員として 救援活動・被害拡大防止活動 *避難所対策本部・各対策部の活動項目 避難所運営業務 *各対策部の活動項目 —— 班長業務と並行する場合などでは 班内有志に班長業務の協力を求める

対策部の避難所運営マニュアル・抜粋です。

業務の詳細は、自治会ホームページ「マニュアル本編」に掲載しています。

総務部の仕事

1. 避難所全体の管理運営

避難所運営が円滑に進むよう、本部内の統率・対策部間の調整、要員配置、部際業務など、全期間を通して避難所全体を管理・運営する

3. 班長選出・運営協力者

- ・班編成（避難者のとりまとめ）
10世帯程度で班編成（避難者支援部と連携）
- ・班長選出
- ・運営協力者の呼びかけ・とりまとめ

4. 適正な要員配置

各対策部長と連携して、日々、配置要員数の確認と必要な措置をとる

6. 被災状況調査・とりまとめ

- ・班内被災状況の調査
発災後、速やかに全戸の「被災状況・安否確認」調査を行い、被害等の全容把握と必要な対策を講じる
⇒ 班長が作業困難な場合は班内有志で
- ・在宅避難者の把握
上記調査に併せて在宅避難者を把握

2. 避難所の設営

総務部長は、避難所の準備・設営の項に基づき、開設作業の責任者として全体を指揮する。

事前対応 基本事項と当日対応の大枠を学校当局と事前協議

体育館の配置レイアウト案の事前作成

当日対応 建物や設備等、安全確認の必要作業を指示・とりまとめ

準備設営作業の実施

運営関係スペース／総務部長

避難者スペース／施設管理部長

⇒ 作業は関係者全員で進める

5. 避難所の秩序維持

迷惑行為やトラブルのない避難生活のために「避難所・秩序の維持」に努める。

—— 避難者支援部・施設管理部との共同作業

7. 避難所内の配置計画・移動

- ・開設時に最低限必要な場所、体育館内のスペース配置図を事前に作成
- ・避難者の増減や学校授業の再開に合わせて部屋・班の統合、移動の配置計画を作成
- ・対象者の了解、計画に基づき移動する
⇒ 施設管理・避難者支援部と連携

8. 避難所間の避難者の振り分け

- ・余震等で施設が危険な状態、また多数の避難者で収容能力を超える状況になった場合は、「他の避難所への振り分け」を行政対策本部の要請（施設内に適当な場所があれば移動）
- ・収容スペースに余裕がある場合は「受入れ可能数」を行政対策本部に連絡

9. 余震／二次被害発生時の対応

- ・強度の余震発生時は、施設等の安全点検を各部に指示
危険と判断した場合は「安全な場所・グラウンド」等に、
急ぎょ一時退避を指示し、誘導する
- ・余震発生の時間帯・規模によっては、場内がパニックに
陥る危険性もある。スタッフ全員で落ち着いて退避誘導
し、混乱と事故防止に努める。

10. 対策本部会議の運営

- ・原則 1 日 1 回開催
- ・災害情報の共有、対策部
進捗状況と対応方針など
- ・会議の準備、進行、記録
報告等の作成

11. 事務局・ルール作成・行政窓口

- ・会議準備、記録作成、避難所日誌
- ・行政対策本部への報告事項のまとめ
⇒ 報告書作成
⇒ 行政対策本部報告は行政担当者
- ・避難所ルールの作成と適宜見直し

12. 他部との関連業務・部際業務

- ・十分に連携して相互に協力・カバー
- ・部際業務の調整と積極的なフォロー

13. 外部応援者の対応

派遣ボランティア対応／総務部 19 参照

主として行政担当者が連絡調整に当たります

14. 応急仮設住宅対応

- ・行政本部の指示・連絡を避難者に周知
- ・関連資料の収集・周知（情報部と連携）

15. 閉鎖時期・撤収準備の避難者説明

- ・閉鎖時期の目安はライフラインの復旧まで。行政から閉鎖時期決定の指示があり次第
避難者に説明するとともに全体の撤収準備に取り掛かる

16. 避難所集約に伴う移動

17. 避難所の撤収準備と撤収

18. 負傷者と遺体対応

19. ボランティア関連



名簿班

●名簿作成は、避難所運営で最初に行う重要な業務です

「避難者数」が各種支援の基礎数字 —— 最新の避難者数を常時把握

19. 避難所入所の手続き／名簿登録

- ・避難者受付／避難者名簿登録（世帯単位、いま入る人）
- ・居住スペースの割り当て、班編成（近所同士で班編成）
- ・登録後の処理 ⇒ 個人の情報管理に細心の注意

20. 退所の手続き

退所申し入れは「事前申告」
——「退所届」の提出
⇒「退所届なし」で、勝手に
退去しないよう、入所時に徹底

21. 名簿管理・避難者数の把握

- ・最新の避難者・要援護者数を把握し、毎日午前 9 時に対策本部に報告する。
- ・屋外テント避難者・車中泊避難者、他の場所での避難者（在宅避難者）は、体育館居住者とは別個の避難者名簿を作成し、常に対象者数を把握する。

22. 安否問い合わせへの対応

- ・外部からの安否の問い合わせには避難者名簿で「公開・可の人」の分のみを回答する。
⇒「電話・取り次ぎ」等の要請には次項 23 のとおり対応する。

23. 電話対応・来客対応

- ・電話は「公開・可の人」のみ対応する。
- ・本人には直接取り次がず、
「伝言 ⇒ 該当者から連絡」を伝える。
- ・「日時・避難者の名前・伝言内容・相手方の名前と連絡先」をメモする。
- ・面会は、同上「公開・可の人」の場合のみ放送で呼び出し、所定の面会室等を使う。

総務班

⇒ 名簿関連以外の「受付業務」を担当（原則／9時～17時）

24. 落とし物対応

- ・落とし物リストを作成し、受付で保管する ⇒ 掲示板で告知
- ・財布や現金の場合は警察に届ける。
- ・撤収時に残った落とし物は、行政対策本部に引き渡し一任する。

25. 苦情・相談・要望対応

- ・避難者支援部と連携して、苦情・相談・要望などを聞く「相談コーナー」を受付に設置し、担当者が常駐する。
- ・発災数日後には、行政が「各種相談窓口」を開設。専門的な相談ごとの場合には、行政窓口を直接尋ねるよう対応する。

情報広報部の仕事

1. 情報収集・伝達に必要な機器等の確保

- 選別／自治会確保、行政手配、学校備品借用
- ・防災無線機 ・電話 ・FAX ・コピー機
 - ・パソコン ・プリンター ・TV ・ラジオ
 - ・大型掲示板 ・自転車（連絡用） ほか

3. 情報の伝達・提供

- ・収集した情報は早急に整理・分類し、「時刻を明示」して掲示板に貼り出し伝達する。
⇒ 情報伝達のポイント（p.17）

4. 展開期・安定期以降の情報収集

- ・安定期／避難所生活も落ち着き、必要な情報も被災者支援や生活再建、災害復旧情報等になる。

5. 取材対応

- ・取材等の申し入れがあった場合は「取材の対応方針」を説明・了解を得たうえで、「取材・調査受付票」を記入してもらう
- ・取材中は自社腕章を着け、情報広報部員が立ち会う。

2. 初動期・展開期の情報収集

- ・安否情報・余震情報
- ・被害情報
- ・生活物資供給情報
- ・ライフラインの復旧状況
- ・医療機関の開業情報
- ・交通機関関連情報
- ・要援護者関連情報

- ・ライフラインの復旧状況
- ・近隣商業施設などの開店状況
- ・公営住宅や応急仮設住宅などの整備・入居情報
- ・被災者への各種支援制度情報（仮設住宅・免税・融資制度など）
- ・住宅応急修理や再建等の助成制度
- ・子どもの教育に関する情報
- ・求人情報、労働情報など

6. 掲示板の設置・管理

- ・出入口や受付周辺など、避難者が見やすい場所に「掲示板」を設置（余裕スペースの確保）
- ・出来るだけ「大判・独立型」が望ましいが、当初は資材不足。学校の了解を得て、一時的に「壁面利用」などの工夫をする。
- ・掲示板の管理
掲示情報は「広報部で受付・管理」——「承認印」「掲示は原則2週間」などコーナーで纏める「見やすい工夫」や「期限切れ情報」を整理する。

7. 「震災の記録」のまとめ・作成

震災の記録

- ・事後、「運営管理に関する情報・書類」等をもとに、早期に、一連の災害救援活動のまとめ「震災の記録」を作成する。
⇒ 被災状況や救援活動、避難所の状況など必要な記録写真の撮影

避難者支援部の仕事

1. 避難者支援部の業務

—— 居住スペースでの避難者・日常対応が中心

＊安心して共同生活を過ごすための“キーマンの役割”

—— 班長との信頼関係づくりをはじめ適切、かつ丁寧な対応に必がける。

＊生活環境、食事関連、その他、様々な要望・苦情・相談の「第一窓口」となる場合もある。

- ・A 班……避難所生活の秩序維持と全般的な日常支援・対応
- ・B 班……「災害時要援護者」への対応と環境整備

A 班

避難者全体の「日常対応」

2. 避難所の秩序維持（施設部関連）

- ・迷惑行為やトラブルのない避難生活のために「秩序維持」に努める。
- ・合同定期巡回の実施（生活・衛生環境、トラブル未然防止）
⇒ 定期巡回の実施体制・要領等は別途作成する

3. 定期巡回

避難者支援部・総務部・施設管理部の共同作業

- ・3部合同で避難所内を定時巡回
体制・時間帯・ルートなど要領作成

5. 相談コーナーの設置

総務部 25・参照

4. 在宅避難者の把握と対応

在宅避難者の把握（総務部関連）

- ・「被災状況調査」を元に、「在宅避難者」の個別把握。
調査で漏れた該当者／関係者情報などを元に随時調査・補充する。

支援対策の作成と実施

- ・必要な支援対策の具体的な方法を関係部と協議・作成、実施

＊要配慮者対応は、マニュアルには書き切れない事柄が多く出てきます。
それぞれのところで誠実に丁寧に、最善の方途で対応できるよう心がけます。

6. 配慮が必要な人の情報把握

- ・配慮が必要な人を「班単位」で把握する（名簿班と連携）
- ・必要に応じて本人・家族から「支援に必要な情報」等を聞き、手当てが必要な事項は、関係先と協議のうえ早期に対処する。

7. 必要な情報の共有

- ・個人情報最低限必要な範囲で共有し、プライバシーに関わる内容は口外しない。

8. 医療情報の提供

- ・救護所の設置状況、医療対応避難所の状況
- ・近くの病院など、医療機関の開業状況
- ・福祉避難所の受入れ状況
- ・災害派遣医療チームや保健師など、
医療福祉の専門家の巡回状況
- ・行政や保健所、医療機関からの支援情報

10. 「食料物資」配給の個別対応

- ・本人、家族の意見を踏まえ、食事提供のより良い方法等を食料物資部と検討する。
- ・食物アレルギーなど、食事に配慮が必要な人への配慮と管理に留意する。

全避難者に共通する情報・必要な情報は全員に伝える

9. 使用場所などの運用

- ・要配慮者が使用する場所の管理と運用
- ・本人、家族の要望を元に、配置の見直しや個室への移動、専用スペースの設置等を検討し、必要に応じて配置計画の作成時に反映させる。
- ・必要な資機材は早期に手配・確保する。

11. 専門家の把握・派遣

- ・避難者の中に「要配慮者の支援対応が可能な人」がいるかどうか確認し、いれば支援・協力を要請する。
- ・保健師・介護福祉士など専門職派遣が必要な場合は、行政本部に要請する。

12. 福祉事務所・医療機関情報

- ・福祉施設、近隣医療機関が受け入れ可能であれば、本人や家族の希望を聞いた上で、行政本部を通じて適切な施設に移動できるよう調整する。

施設管理部の仕事

1. 避難所の設営

総務部 1・参照

2. 施設・設備の安全点検・対応

- ・開設前／建物・施設設備の安全点検
⇒「危険判定」の場所はロープで封鎖し立ち入り禁止措置
- ・開設後／設備の安全確認・修繕依頼
⇒電気・ガス・水道・トイレなど、設備状況の定期点検

3. 避難所内の安全点検

- ・内外の定期的な点検・安全確認
危険物放置や危険個所があれば、適切に処置する
共有スペースには私有物を放置しない。

4. 避難所の秩序維持

総務部 5・参照

5. プライバシーの保護（生活場所の整理）

- ・プライバシー確保のため、更衣室やその他の“専用スペース”を設ける。
- ・避難者以外の者は、原則として体育館等の居住スペースには入れない。
- ・「班編成」の後、可能であれば「段ボールパネル・間仕切り」等で各世帯の境界を明確にするなど、最低限のプライバシー確保策を工夫する。

プライバシーの確保・保護については、総務部と連携をとる

6. 夜間の当直（4. 秩序維持関連）

- ・必要に応じて避難所運営・管理の「夜間当直体制」を敷く。
⇒当直体制は各対策部員による交代制（別途）

8. 飲酒・喫煙

- ・喫煙、飲酒のルールを決め、
全員に周知・徹底する。

7. 照明・消灯

- ・居住スペースなどの消灯時間を決め、時間になったら消灯、または減灯する。
- ・廊下・トイレ、運営に必要な場所等は、消灯時間後も“点灯したまま”とする。
- ・その他、安全確保のために必要な場所には「仮設照明」等を追加設置する。

9. 防犯対策（夜間当直関連）

- ・体育館「総合受付」には受付担当者が常駐し、外来者の出入りが確認できる態勢をつくる。
- ・夜間は原則として「正面出入口の扉」は閉じる。ただし施錠はしない。

10. 防火対策

- ・建物・施設内は「裸火厳禁・禁煙」とする。

11. テレビ・ラジオの設置と管理

保健衛生部の仕事

1. 「トイレ」対応

- ・トイレの確保と設置 …… 施設トイレの使用可否を確認する。
- ・マンホールトイレ架設 …… ・東小／3基 ・西小／4基 ・東中／8基 ・香芝高／ 基
- ・仮設トイレ・簡易トイレ・携帯トイレ …… なお不足の場合、必要数を行政に要請する。
- ・トイレの防疫・衛生 …… 「使用上の注意」を全トイレに掲示する（機種により若干の違い）
消毒・殺菌対策の必要物資を把握し、物資部に請求・依頼する。
- ・トイレの清掃 …… 「班・当番制」で、毎日交替で清掃する ⇒ 「当番表」の作成・掲示板掲出

2. 「ゴミ」対応

- ・敷地内に「ゴミ集積場」を設置し、地域のゴミ出し規則に従って「分別種類」ごとに置き場を決める。
- ・施設の敷地内では、可燃ゴミでも燃やさない。

3. 衛生管理

- ・手洗い励行
- ・分別食器・洗面道具
- ・清 掃
- ・洗 濯

4. 生活用水 …… 飲料水・生活水の確保と管理

5. 医療救護

- ・広報部と連携して情報収集し、避難者全員に確実に伝える。
病院など医療機関の開業状況、救護所・医療対応のできる避難所の状況
福祉避難所の受入れ状況、保健師など医療・福祉の専門家等の巡回状況
- ・避難所救護室の管理・運用、ケガ人・体調不良者の把握・対応

6. 健康管理

- ・食中毒や感染症予防の注意を呼びかける。
- ・健康維持のための体操・運動を推奨する。
- ・運営側の健康管理／線表・交代制で無理のない範囲の業務従事、あるいは食事や睡眠をしっかりとるよう注意する。

7. “こころのケア” 対策

- ・“こころのケア”が必要な人の把握
- ・保健師や、こころのケア専門家の派遣要請
- ・運営する側の、こころのケア
——6. 健康管理に同じ

8. ペット対応（ペットの受入れ）

- ・居住スペースとは離れた場所、動線が交わらない場所に「受け入れ場所」を設置する。
- ・ペットの管理は、飼育食料も含めて「飼い主」が責任を持つ。

食料物資部の仕事

1. 事前確認

- ・避難所登録者数の実数を毎日確認し、食料・水・物資等の必要数を把握する
⇒ 必要実数は班長が取りまとめ・報告

2. 調達・配給に必要な場所の確保

- ・荷下ろし場所と物資保管場所を確保する。

3. 物資等の調達・請求

- ・食事の必要数を毎食ごとに行政本部に請求する。
- ・飲料水は、衛生面からペットボトルや缶など「未開封」の物を優先する。
- ・物資到着までには時間を要するので計画的に早めに請求する。

4. 物資等の受け取り

5. 物資等の保管

—— 食料・物資は一時保管場所に運搬し、用途や種類ごとに分けて保管する。

6. 食料・物資の配給

- ・総務部・広報部・避難者支援部と協力して「配給時間と場所」を決め、周知する。
- ・原則として「班・単位」で配給することとし、班長を通じて班内に分配する。
- ・公平性の確保に最大限配慮する。
⇒ 公平性が確保できない時は、避難者全員に状況を説明し理解を得たうえで、要援護者・入居者の健康状態など様々な事情を考慮し、優先順位をつけて個別に対応する。

7. 炊き出し

- ・炊き出しに関する“一定のルール”をつくり、混乱の無いように進める。
- ・炊き出しの関連資材、食材等の備蓄・確保には前もって一定のメドを持つ。
- ・炊き出しの残飯や排水は、保健衛生部と連携し適切に処理する。

8. 給水

（給水槽・給水車）

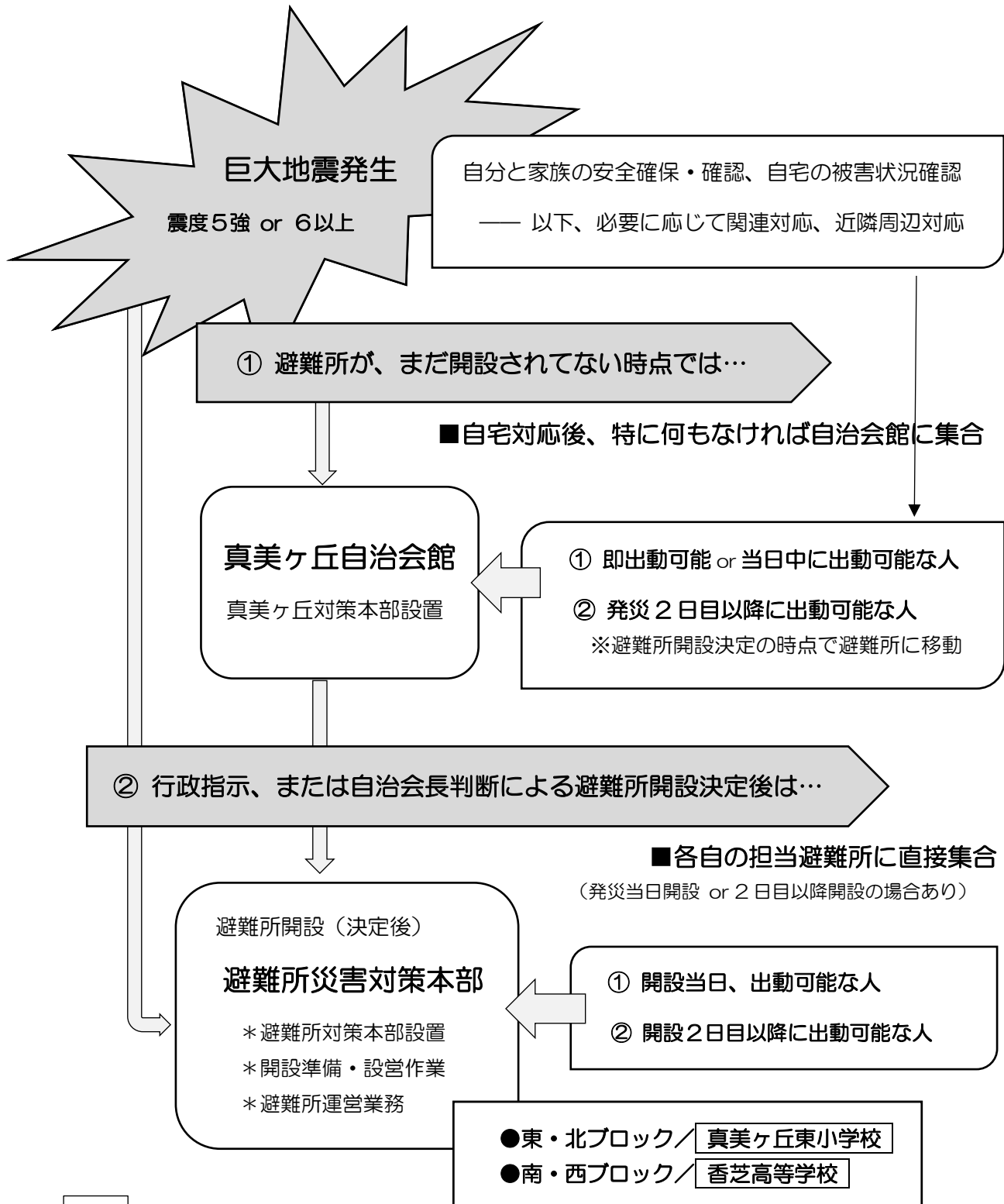
非常用給水槽 東中学校には「非常用給水槽」が配備されており、避難所開設時に直ちに使用できるようセットする（原則／セッティングは行政担当者）
⇒ 貯水量／150トン・15,000人分（1人／1日3ℓ）を確保
⇒ 周辺被災者も給水を求めて来る。混乱のないよう整理・誘導する。

給水車 ・一定時間が経過すれば、香芝市・給水車による「拠点給水」が始まる。
・避難所が給水拠点になる可能性が高い。周辺被災者が大勢集合する場合もあり、給水方法等を予め決めて、混乱の無いように対処する。
・給水車の稼働開始時間と、給水場所の情報が入り次第、関連部と連携して周知と体制整備・対応準備に当たる ⇒ 周知は「情報広報部」担当

9. 長期化に伴う必要物資の確保

防災委員の出動パターン

避難所開設前と開設後では集合先が違ってきます。地震発生時の状況や本人の事情によって差異はありますが、出動の可否はプロローグ②の行動様式に従って各自が判断します。



西 班	6丁目	1	高塚公園 (南側駐車場)
		2	
	5丁目	4	香芝高校正門前
		5	原崎公園
		6	
		7	
		8	
		9	
		12	
		13	

北 班	一番街	8	一番街 集会所
		9	
		10	
		11	
		12	
		13	
		15	

